

専用サービス契約約款

令和7年7月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 外国における取扱制限

第2章 専用サービスの種類等

- 第5条 専用サービスの種類
- 第6条 専用サービスの品目等

第3章 専用サービスの提供区間等

- 第7条 専用サービスの提供区間等

第4章 専用契約

第1節 削除

- 第8条～第26条 削除

第2節 高速ディジタル伝送サービスに係るもの

- 第26条の2 契約の種別
- 第26条の3 契約の単位
- 第26条の4 共同専用契約
- 第27条 専用申込の方法
- 第28条 専用申込の承諾等
- 第29条 端末回線の終端
- 第29条の2 端末回線を有する専用回線の収容
- 第29条の3 特定端局
- 第29条の4 専用契約者の数の変更
- 第29条の5 専用サービスの品目の変更
- 第29条の6 専用サービスの種類の変更
- 第29条の7 削除
- 第29条の8 専用回線の移転
- 第29条の9 他社接続回線との接続
- 第29条の10 他社接続回線接続変更
- 第29条の11 専用回線の利用の一時中断
- 第29条の12 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止

- 第29条の13 専用契約者が行う専用契約の解除
- 第29条の14 当社が行う専用契約の解除
- 第29条の15 その他の契約内容の変更
- 第30条 専用サービスの通信又は保守の態様による細目の変更
- 第31条 他社接続回線の共用
- 第32条 他社接続回線との接続
- 第33条 アクセス回線との接続
- 第34条 アクセス回線接続変更
- 第35条 専用回線と当社の電気通信回線との接続
- 第36条 削除
- 第37条 削除
- 第38条 その他の契約内容の変更
- 第39条 その他の提供条件

第3節 削除

- 第40条～第44条 削除

第4節 アクセス専用サービスに係るもの

- 第45条 専用申込の方法
- 第46条 専用申込の承諾等
- 第47条 アクセス回線の終端
- 第48条 アクセス回線の収容
- 第49条 アクセス回線と当社の電気通信回線との接続
- 第50条 その他の契約内容の変更
- 第51条 その他の提供条件
- 第51条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスの提供条件

第5節 國際専用サービスに係るもの

第1款 國際専用サービスに係るもの

- 第52条 取扱地域
- 第53条 國際専用サービスに係る専用契約者
- 第54条 専用申込の方法
- 第55条 専用申込の承諾等
- 第56条 端末回線の終端
- 第57条～第60条 削除
- 第61条 予備の端末回線及び予備の他社接続回線等
- 第62条 変更できない契約事項
- 第63条 その他の契約内容の変更
- 第64条 その他の提供条件

第2款 削除

第65条～第70条 削除

第3款 専用地球局経由サービスに係るもの

- 第71条 契約の単位
- 第72条 使用期間
- 第73条 専用地球局の設置場所等
- 第74条 専用地球局の申込方法
- 第75条 専用地球局の承諾等
- 第76条 変更できない契約事項
- 第77条 専用地球局に関する工事
- 第78条 専用地球局の更新
- 第79条 専用地球局が行う専用地球局の解除
- 第80条 当社が行う専用地球局の解除
- 第81条 専用地球局経由サービスに係る解約料等
- 第82条 その他の契約内容の変更
- 第83条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第84条 付加機能の提供
- 第85条 付加機能の利用の一時中断
- 第86条 付加機能の接続休止
- 第86条の2 付加機能の区分等の変更
- 第86条の3 付加機能の廃止

第6章 利用中止等

- 第87条 利用中止
- 第88条 利用停止
- 第89条 接続休止

第7章 専用地球局経由サービスの利用の制限

- 第90条 専用地球局経由サービスの利用の制限
- 第91条 協定事業者の契約約款等による制約
- 第92条 専用地球局経由サービスにおける利用の制限
- 第93条 専用地球局経由サービスの提供ができなくなった場合の措置

第8章 端末設備の提供等

- 第94条 端末設備の提供
- 第95条 端末設備に係る解除料
- 第96条 端末設備の移転
- 第97条 端末設備の利用の一時中斷

第9章 回線相互接続

- 第98条 回線相互接続

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第99条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第100条 専用料等の支払義務

第100条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る専用料等の支払義務

第100条の3 手続きに関する料金の支払義務

第101条 工事費の支払義務

第101条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第102条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第103条 割増金

第104条 延滞利息

第5節 特定他社接続回線に係る料金等

- 第105条 特定他社接続回線に係る料金等

第11章 最低利用期間

- 第106条 最低利用期間

第12章 保守

- 第107条 専用契約者の維持責任

- 第108条 専用契約者の切分責任
- 第109条 修理又は復旧
- 第110条 修理又は復旧の順位

第13章 損害賠償

- 第111条 責任の制限
- 第112条 免責

第14章 雜則

- 第113条 承諾の限界
- 第114条 利用に係る専用契約者の義務
- 第115条 同上
- 第116条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等
- 第117条 専用契約者からの通知
- 第117条の2 専用契約者に係る情報の取得
- 第118条 専用契約者の氏名等の通知
- 第119条 協定事業者からの通知
- 第119条の2 専用契約者に係る情報の利用
- 第120条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第121条 専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第122条 法令に規定する事項
- 第123条 閲覧

第15章 附帯サービス

第124条 附帯サービス

別記

- 1 専用サービスの提供区間
- 2 他社接続回線の共用ができる当社の電気通信サービス
- 3 専用回線と接続できる当社の電気通信サービス
- 4 専用契約者の地位の承継
- 5 専用契約者の氏名等の変更
- 6 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等
- 7 自営端末設備の接続
- 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 9 自営電気通信設備の接続
- 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 11 当社の維持責任
- 12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 13 削除
- 14 新聞社等の基準

15 専用サービスに係る技術資料の項目

16 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 料金

第1 削除

第2 高速ディジタル伝送サービスに関する料金

第3 削除

第4 アクセス専用サービスに関する料金

第5 国際専用サービスに関する料金

第6 特定他社接続回線に関する料金

第7 高速ディジタル伝送サービス及び特定他社接続回線に関する料金

第8 手続きに関する料金

第2表 工事費

第1 高速ディジタル伝送サービス及び国際専用サービスに関するもの

第2 アクセス専用サービスに関するもの

第3 特定他社接続回線（特定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るものを除きます。）に関するもの

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書に係るもの

料金表別表1 削除

料金表別表2 国際専用サービスの取扱地域

別表 専用サービスにおける基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この専用サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、専用サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、専用サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 専用サービス	契約の申込み等により指定された区間の電気通信回線を専用させて、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス
5 専用サービス取扱所	専用サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（臨時専用契約となるものを除きます。）
7 臨時専用契約	30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
8 専用申込	専用契約又は臨時専用契約の申込み
9 専用申込者	専用申込をした者
10 専用契約者	当社と専用契約又は臨時専用契約を締結している者
11 外国側専用申込者	外国の電気通信事業者（本邦外において電気通信サービスを提供する者をいいます。以下同じとします。）に専用契約に係る電気通信回線を使用する契約の申込みをした者
12 外国側専用契約者	外国の電気通信事業者と専用契約に係る電気通信回線を使用する契約を締結している者
13 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59

	年法律第86号。以下「事業法」といいます。) 第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 特定事業者	特定の協定事業者
17 他社接続回線	相互接続点において専用回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
18 特定他社接続回線	特定事業者に係る他社接続回線
19 端末設備	電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
20 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
21 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置するものに限ります。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)、専用回線端末等の接続の技術的条件及び国際専用回線等に係る端末設備等の接続の技術的条件
24 削除	削除
25 削除	削除
26 削除	削除
27 アクセス回線	アクセス専用サービスに係る電気通信回線
28 網内接続点	アクセス回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点であって、専用サービス取扱所に設置するもの
29 端末回線	専用回線(アクセス回線を除きます。以下この欄において同じとします。)のうち、専用回線の終端(その終端が相互接続点、網内接続点、アクセスポイント(専用回線(アクセス回線を除きます。)と専用サービス以外の別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点をいいます。以下同じとします。)又は外国の電気通信事業者の関門局となるものを除きます。)とその直近の専用サービス取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
30 端局	アクセス回線又は端末回線を収容する専用サービス取扱所
31 特定端局	1の専用契約者に対する専用サービスの提供を行うことを目的として設置される端局

32 特定端局群	専用契約者の指定する2の特定端局
33 国際専用回線	国際専用サービスに係る電気通信回線
34 削除	削除
35 専用地球局	国際専用サービスを提供するために、専用契約者の指定する場所に設置される地球局設備
36 国際回線区間	相互接続点、専用サービス取扱所又は専用地球局から外国の電気通信事業者の関門局までの区間
37 国際回線部分	国際回線区間の専用回線
38 削除	削除
39 警察機関	警察法（昭和29年法律第162号）による警察庁又は都道府県警察の機関
40 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
41 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱制限）

第4条 国際専用サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 専用サービスの種類等

(専用サービスの種類)

第5条 専用サービスには、次の種類があります。

高速ディジタル伝送サービス	専用申込者が指定する本邦内に終始する間の区間において提供する64キロビット／秒以上の符号伝送が可能な専用サービス（アクセス専用サービス及び国際専用サービスとなるものを除きます。）	
アクセス専用サービス	<p>（1）網内接続点と専用申込者が指定する場所との間に専用回線（その終端が相互接続点、端末回線の終端（端末回線を有する専用回線の終端（その終端が相互接続点、網内接続点、アクセスポイント又は外国の電気通信事業者の閑門局となるものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）、アクセスポイント又は外国の電気通信事業者の閑門局となるもの及びその両端が網内接続点となるものを除きます。）を設置して提供する専用サービス</p> <p>（2）専用申込者が指定する場所相互間に専用回線（その両端が相互接続点、端末回線の終端、網内接続点、アクセスポイント又は外国の電気通信事業者の閑門局となるものを除きます。）を設置して提供する専用サービス</p>	
国際専用サービス	国際専用サービス	専用申込者が指定する本邦と外国との間の区間において提供する専用サービス（専用地球局経由サービスとなるものを除きます。）
	専用地球局経由サービス	専用申込者が指定する本邦と外国との間の区間において提供する専用サービスであって、専用地球局によるもの

(専用サービスの品目等)

第6条 専用サービスには、料金表に定める品目又は通信若しくは保守の態様若しくは料金返還の条件による細目等があります。

第3章 専用サービスの提供区間等

(専用サービスの提供区間等)

第7条 当社の専用サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 専用契約

第1節 削除

第8条～第26条 削除

第2節 高速ディジタル伝送サービスに係るもの

(契約の種別)

第26条の2 専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 専用契約

(2) 臨時専用契約

(契約の単位)

第26条の3 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約（臨時専用契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

(共同専用契約)

第26条の4 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上となる専用契約（以下「共同専用契約といいます。」）を締結します。

2 前項の場合、専用契約者のうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(専用申込の方法)

第27条 端末回線を有しない専用回線（アクセス回線と接続するものを除きます。）に係る専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 専用サービスの種類及び品目等

(2) 回線数

(3) 通信方式の種類

(4) その専用回線の区間

(5) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の専用サービスの種類、品目等及び区間並びに協定事業者の氏名又は名称

(6) その他その専用申込の内容を特定するための事項

2 端末回線を有する専用回線（アクセス回線と接続するものを除きます。）に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項（他社接続回線と接続しない専用回線に係る専用申込であるときは、第5号に掲げる事項を除きます。）及びその専用回線の端末回線の終端の設置場所を記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

3 アクセス回線と接続する専用回線に係る専用申込をするときは、前2項に掲げる事項（他社接続回線と接続しない専用回線に係る専用申込であるときは、第1項第5号に掲げる事項を除きます。）並びにその専用回線と接続するアクセス回線の品目、区間及びそのアクセス回線の終端の設置場所を記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱

所に提出していただきます。

(専用申込の承諾等)

- 第28条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、臨時専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するためには必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスに係る料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線に係る料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 他社接続回線と接続する専用回線に係る専用申込にあっては、その専用回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その専用回線と他社接続回線との相互接続の組合せに関し当社が別に定める条件に適合しないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することができます。
- 5 削除
- 6 削除
- 7 前各項の規定にかかわらず、その専用回線の申込みが、料金表第1表（料金）第2（高速デジタル伝送サービスに関する料金）1適用（1）に規定する、特定局間超高速品目に係るインターフェース品目（1Gb/s(GbE)プラン1、1Gb/s(FC)プラン1、2Gb/s(FC)プラン1、1Gb/s(GbE)プラン2、10Gb/s(10GbE)プラン2、1Gb/s(FC)プラン2、2Gb/s(FC)プラン2）を選択するものであるときは、当社は、その申込みを承諾しません。

(端末回線の終端)

- 第29条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。
- 3 端末回線の終端は、その端末回線の終端の設置場所がその端末回線を収容する端局（特定端局を除きます。）と同一の構内又は同一の建物内にある場合に限り、有線電気通信設備を使用して設置します。

(端末回線を有する専用回線の収容)

- 第29条の2 専用回線の端末回線は、端末回線を有する専用回線のサービス提供地域内に所在する端局（特定端局を除きます。以下この項において同じとします。）に収容します。
- ただし、そのサービス提供地域内にその端末回線を収容する端局が2以上ある場合は、当社が指定する端局に収容します。

(特定端局)

- 第29条の3 当社は、特定局間超高速品目（特定端局群設定品目に限ります。）に係る専用契

約者の指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点において、特定端局を設置します。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。
- 3 専用契約者は、2の特定端局（同一の専用契約者の指定により設置される特定端局に限ります。）を特定端局群として指定していただきます。

（専用契約者の数の変更）

第29条の4 専用契約者は、専用契約者の数を増減する申込みをすることができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用を終了しようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第27条（専用申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（専用サービスの品目の変更）

第29条の5 専用契約者は、専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（専用サービスの種類の変更）

第29条の6 専用契約者は、専用サービスの種類の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

第29条の7 削除

（専用回線の移転）

第29条の8 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（他社接続回線との接続）

第29条の9 当社は、他社接続回線と接続する専用回線に係る専用申込又は専用回線の移転（移転先における専用回線の終端が相互接続点となるものに限ります。）の請求を承諾したときは、専用申込者又は専用契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と専用回線との接続を行います。

（他社接続回線接続変更）

第29条の10 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（専用回線の利用の一時中断）

第29条の11 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（専用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第29条の12 専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（専用契約者が行う専用契約の解除）

第29条の13 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（当社が行う専用契約の解除）

第29条の14 当社は、第88条（利用停止）第1項各号の規定により利用停止をされた専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することができます。

- 2 当社は、専用契約者が第88条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することができます。
- 3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを専用契約者に通知します。

（その他の契約内容の変更）

第29条の15 当社は、専用契約者から請求があったときは、第27条（専用申込の方法）第1項第6号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（専用サービスの通信又は保守の態様による細目の変更）

第30条 専用契約者は、専用サービスの通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（他社接続回線の共用）

第31条 専用契約者は、その専用回線（臨時専用契約に係るものを除きます。）と相互に接続する他社接続回線について、その専用回線のほか当社が提供する電気通信サービスであって、別記2に定めるものに係る電気通信回線（30日以内の利用期間を指定して当社から電気通信サービスの提供を受けるための契約に係るもの）を相互に接続して利用する他社接続回線の共用の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱

います。

(他社接続回線との接続)

第32条 当社は、他社接続回線と接続する専用回線に係る専用申込又は専用回線の移転（移転先における専用回線の終端が相互接続点となるものに限ります。）の請求を承諾したときは、専用申込者又は専用契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と専用回線との接続を行います。

2 当社は、他社接続回線の共用の請求を承諾したときは、専用契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

(アクセス回線との接続)

第33条 当社はアクセス回線と接続する専用回線に係る専用申込又は専用回線の移転（移転先における専用回線の終端が網内接続点となるものに限ります。）の請求を承諾したときは、その専用回線に係る網内接続点において、指定のあったアクセス回線との接続を行います。

(アクセス回線接続変更)

第34条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線に係る網内接続点の現在の所在場所において、現在接続されているアクセス回線以外のアクセス回線への接続の変更（以下「アクセス回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線と当社の電気通信回線との接続)

第35条 専用契約者は、その専用回線と別に定める電気通信回線（当社が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）との接続の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、専用契約者から指定のあったアクセスポイントを介して、指定のあった専用回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

第36条 削除

第37条 削除

(その他の契約内容の変更)

第38条 当社は、専用契約者から請求があったときは、第27条（専用申込の方法）第1項第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第39条 専用契約に関するその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところにより

ます。

第3節 削除

第40条～第44条 削除

第4節 アクセス専用サービスに係るもの

(専用申込の方法)

第45条 専用申込をするときは、次に掲げる次項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 通信方式の種類
- (4) その専用回線の区間
- (5) その他その専用回線に係る専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾等)

第46条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった専用回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することができます。

4 前2項にかかわらず、当社は、その専用申込が料金表第4（アクセス専用サービスに関する料金）1（適用）(1)に規定するMPLS-TP品目のもの及び専用IF品目のもの（1.536Mb/s及び1.544Mb/sのものに限ります。）にかかるものであるときは、その専用申込を承諾しません。

5 削除

6 前各項の規定にかかわらず、その専用回線の申込みが、料金表 第1表（料金）第4（アクセス専用サービスに関する料金）1（適用）(1)（品目に係る料金の適用）（ア）その一端が網内接続点であるもの②（超高速品目）に規定する品目（1Gb/s(FC)、2Gb/s(FC)）を選択するものであるときは、当社は、その申込みを承諾しません。

(アクセス回線の終端)

第47条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に回線接続装置又は配線盤等を設置し、これをアクセス回線の終端（その終端が網内接続点となるものを除きます。以下同じとします。）とします。高速ディジタル伝送サービスのうち、特定局間超高速品目に係るものと接続するアクセス回線については、特定端局の設置地点について専用契約者との協議を行う際に、あらかじめアクセス回線の終端地点を協議し、定めます。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(アクセス回線の収容)

第48条 アクセス回線は、アクセス回線のサービス提供地域内に所在する端局に収容します。
ただし、そのサービス提供地域内にそのアクセス回線を収容する端局が2以上ある場合は、当社が指定する端局に収容します。

2 高速ディジタル伝送サービスのうち、特定局間超高速品目に係るものと接続するアクセス回線については、専用契約者の指定する特定端局に収容します。

(アクセス回線と当社の電気通信回線との接続)

第49条 専用契約者は、そのアクセス回線について、当社が提供する電気通信サービスであつて、別記3に定めるものに係る電気通信回線（30日以内の利用期間を指定して当社から電気通信サービスの提供を受けるための契約に係るもの除きます。）を相互に接続して利用するアクセス回線と当社の電気通信回線との接続の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第46条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。
3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、専用契約者から指定のあった網内接続点を介して、指定のあったアクセス回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

(その他の契約内容の変更)

第50条 当社は、専用契約者から請求があったときは、第45条（専用申込の方法）第1項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第46条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第51条 契約の種別、契約の単位、専用サービスの品目の変更、専用サービスの種類の変更、専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除、専用サービスの通信若しくは保守の態様による細目の変更については、高速ディジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、専用契約に関するその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

(外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスの提供条件)

第51条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る提供条件については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

第5節 国際専用サービスに係るもの

第1款 国際専用サービスに係るもの

(取扱地域)

第52条 国際専用サービスを取扱う地域（以下「取扱地域」といいます。）は、料金表別表2に定めるとおりとします。

（国際専用サービスに係る専用契約者）

第53条 専用契約者は、当該専用契約に係る専用回線1回線につき、当社に対しその料金の支払い責任を有する1の者に限ります。

2 専用契約者は、本邦側又は外国側においてその専用回線を専用契約者又は外国側専用契約者以外の者と共同して利用することができます。

（専用申込の方法）

第54条 端末回線を有しない専用回線（アクセス回線と接続するものを除きます。）に係る専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用申込者及び外国側専用申込者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 専用サービスの種類及び品目等
 - (3) その専用回線の区間（国際回線区間並びに本邦側及び外国側の終端の場所）
 - (4) 使用開始希望年月日及び使用期間
 - (5) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の専用サービスの種類、品目等及び区間並びに協定事業者の氏名又は名称
 - (6) その他その専用申込の内容を特定するための事項
- 2 端末回線を有する専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項（第5号に掲げる事項を除きます。）及びその専用回線の端末回線の終端の設置場所を記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。
- 3 アクセス回線と接続する専用回線に係る専用申込をするときは、第1項に掲げる事項（第5号に掲げる事項を除きます。）並びにその専用回線と接続するアクセス回線の品目、区間及びそのアクセス回線の終端の設置場所を記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

（専用申込の承諾等）

第55条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、その専用申込を承諾するにあたり、前条の契約申込書に記載された使用開始希望年月日に基づき、その専用回線の使用開始予定日について、専用申込者と協議し、決定します。

ただし、当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、その使用開始予定日までにその専用回線の使用を可能とすることができない場合は、当社は、その使用開始予定日の翌日から起算して15日以内に、使用を可能とすることができない理由及び使用が可能となる期日を書面によってその専用契約者に通知します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 国際専用サービスの提供により、当社の提供する他の電気通信サービスの提供に支障があるとき（公共の利益のために特に必要がある専用契約の申込みの場合は、その提供に著しい支障があるとき。）。
- (2) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 専用申込者が専用サービスに係る料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線に係る

料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。) の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その専用回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

(端末回線の終端)

第56条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に回線終端装置、保安器若しくは配線盤等又は無線送受信装置を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

3 端末回線の終端は、その端末回線の終端の設置場所がその端末回線を収容する端局（特定端局を除きます。）と同一の構内又は同一の建物内にある場合は、有線電気通信設備を使用して設置します。

第57条 削除

第58条 削除

第59条 削除

第60条 削除

(予備の端末回線及び予備の他社接続回線等)

第61条 当社は、専用契約者が他社接続回線、アクセス回線若しくは端末回線の障害によりその専用回線を使用できなくなったときは、その専用契約者からの請求によりあらかじめ設置した他の他社接続回線又はアクセス回線（以下「予備の他社接続回線等」といいます。）又は他の端末回線（以下「予備の端末回線」といいます。）に切り替える取扱いを行います。

(変更できない契約事項)

第62条 専用契約の契約事項のうち、国際回線区間（専用サービス取扱所のみを変更する場合を除きます。）は変更することができません。

(その他の契約内容の変更)

第63条 当社は、専用契約者から請求があったときは、第54条（専用申込の方法）第1項第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第55条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第64条 契約の種別、契約の単位、端末回線を有する専用回線の収容、専用サービスの品目の変更、専用回線の移転、他社接続回線接続変更、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除、他社接続回線の共用、他社接

続回線との接続、アクセス回線との接続及びアクセス回線接続変更については、高速ディジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、専用契約に関するその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第2款 削除

第65条～第70条 削除

第3款 専用地球局経由サービスに係るもの

(契約の単位)

第71条 当社は、1の専用地球局ごとに1の専用契約を締結します。

(使用期間)

第72条 専用地球局経由サービスの使用期間は、専用申込者からの請求に基づき、1年以上10年以内の1年を単位とする期間として契約時に定めるものとします。

(専用地球局の設置場所等)

第73条 当社は、専用契約者の構内等において堅固に施設できる地点に専用地球局を設置します。

2 当社は、専用地球局内に接続端子を設置し、これを専用地球局経由サービスに係る専用回線の本邦側の終端とします。

3 当社は、前2項の設置の場所及び地点を定めるにあたり、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

第74条 専用地球局経由サービスに係る専用申込をするときは、第54条（専用申込の方法）第1項第1号から第3号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 当該専用地球局により設置する国際専用回線の回線数及び設置を予定する回線数の最大値（以下「最大設置回線数」といいます。）

(2) 使用開始希望年月日及び使用期間

(3) 当初使用料（料金表に定める当初使用料をいいます。以下同じとします。）の支払期間

(4) その他その専用申込の内容を特定するための事項

2 当社は、専用申込の受付後、電波状態の調査を行います。

(専用申込の承諾等)

第75条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、第55条（専用申込の承諾等）第3項に定める場合のほか、国際通信衛星との間で支障なく電波の送受を行うことができる場所に専用地球局を設置することができない場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

(変更できない契約事項)

第76条 専用契約の契約事項のうち、第62条（変更できない契約事項）に規定する事項のほか

、次の事項は変更することができません。

- (1) 最大設置回線数
- (2) 使用開始希望年月日及び使用期間
- (3) 当初使用料の支払期間

(専用地球局に関する工事)

第77条 当社は、専用地球局経由サービスに係る専用契約者から請求があったときは、その専用回線について次の工事を行います。

- (1) 専用回線の品目等の変更
- (2) 専用地球局の移転
- (3) 専用回線の数の変更（最大設置回線数の範囲内での変更に限ります。）
- (4) 専用地球局の設備の変更（第3号に伴うものを除きます。）

2 当社は、請求を受けた後、電波状態の調査を行うことがあります。

3 当社は、電波干渉等により専用地球局の設備の追加又は変更が必要となった場合には、その専用契約者から第1項第4号の請求があつたものとして取り扱います。

ただし、専用契約者の負担により電波干渉等が回避又は排除できる場合はこの限りであります。

4 当社は、第1項又は第3項の請求があつたときは、第55条（専用申込の承諾等）及び第75条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。請求に応じられない場合は、工事の請求を行った専用契約者にその理由を通知します。

5 第1項、第3項及び前項の場合において、当社は、工事が完了するまでの期間、その専用契約に係る専用回線の利用を中止することがあります。

(専用契約の更新)

第78条 専用契約者は、その専用契約の内容を変更しない場合に限り、これを更新することができます。

2 専用契約者は、使用期間の満了時に専用契約を更新しようとするときは、その満了日の1年前までに、その旨を当社に請求していただきます

ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障がないときは、使用期間の満了日の1年前を過ぎてもこの請求を受け付けます。

3 当社は、前項の請求があつたときは、その専用回線が第88条（利用停止）の規定により利用を停止されている場合又は当社がその専用地球局を継続して使用することが困難であると判断する場合を除き、承諾し、その旨を専用契約者に通知します。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第79条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の60日前までに、そのことを契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第80条 当社は、第29条の14（当社が行う専用契約の解除）の規定に該当する場合のほか、専用地球局経由サービスに係る専用回線が電波干渉等により使用できなくなった場合であって、第77条（専用地球局に関する工事）第3項の規定によつてもこれを回避又は排除できないときは、専用契約を解除します。

（専用地球局経由サービスに係る解約料等）

第81条 専用契約者は、使用期間内に第79条（専用契約者が行う専用契約の解除）又は前条の規定による専用契約の解除があったときは、料金表に定める解約料等を支払っていただきます。

- 2 当社は、第77条（専用地球局に関する工事）の規定によりその専用契約者の契約事項又は専用地球局の設備に変更が生じた場合は、専用契約者に解約料相当額を支払っていただくことがあります。
- 3 当社は、専用地球局経由サービスの場合において、その提供開始前に専用契約の申込みの取消し又は専用契約の解除があったときは、専用契約者に衛星割当容量（国際通信衛星に係る宇宙部分をいます。以下同じとします。）の確保のために要した費用を支払っていただきます。

（その他の契約内容の変更）

第82条 当社は、専用契約者から請求があったときは、第74条（専用申込の方法）第1項第4号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第75条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第83条 専用サービスの品目の変更、専用回線の移転及び専用契約に基づく権利の譲渡の禁止については、高速ディジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 取扱地域、国際専用サービスに係る専用契約者については、国際専用サービスの場合に準ずるものとします。
- 3 前2項に規定するほか、専用契約に関するその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第84条 当社は、専用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供をした専用契約者が、料金表に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第85条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(付加機能の接続休止)

第86条 当社は、付加機能を提供している専用サービスの接続休止（第89条（接続休止）第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続を休止します。

- 2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第89条第2項から第3項までの規定に準じて取り扱います。

(付加機能の区分等の変更)

第86条の2 専用契約者は、付加機能（当社が別に定める付加機能に限ります。）の区分等の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（専用申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第86条の3 専用契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第87条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第90条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

第88条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（その専用回線等に係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することになった専用回線等に係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線等の利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務（特定他社接続回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 料金表に専用回線等の利用用途に関する規定がある場合は、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
 - (3) 第114条（利用に係る専用契約者の義務）又は第115条の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 専用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を専用回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、専用サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

(接続休止)

第89条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、専用契約者が専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用することができなくなったときは、その専用回線について、接続休止とします。

ただし、その専用回線について、専用契約者から専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の規定により、その専用回線について接続休止をしようとするときは、あら

かじめ、そのことをその専用回線に係る専用契約者に通知します。

3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを専用契約者にお知らせします。

第7章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第90条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外の専用回線による利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取扱う国又は地方公共団体の機関

(協定事業者の契約約款等による制約)

第91条 他社接続回線と接続している専用回線に係る専用契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等（料金表及び電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意を含みます。以下同じとします。）の規定により、その他社接続回線を使用することができない場合においては、専用サービスに係る通信を行うことはできません。

(専用地球局経由サービスにおける利用の制限)

第92条 専用地球局経由サービスに係る専用契約者は、次の各号に該当する場合は、その専用サービスを一時利用できないものとします。

- (1) その専用回線に係る国際通信衛星を運用する外国法人等が、その衛星割当容量を優先権のある他の電気通信回線のために充当するとき。
- (2) 強風から電気通信設備を保護するため又は当社が試験若しくは保守を行うため、専用地球局の運用を一時休止する必要があるとき。

(専用回線の提供ができなくなった場合の措置)

第93条 当社は、当社又は専用契約者の責めによらない理由により専用回線の端末回線又はア

クセス回線の提供ができなくなった場合は、専用契約者からその専用回線の移転の請求があったときを除いて、その専用回線に係る専用契約を解除することができます。

2 当社は、前項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを専用契約者に通知します。

第8章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第94条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線の端末回線又はアクセス回線について、料金表第1表に定めるところにより、端末設備及び配線（以下「端末設備等」といいます。）を提供します。

2 専用契約者は、前項の請求を行う場合は、次の事項を記載した図面を当社に提出していただきます。

- (1) 端末設備等の接続系統
- (2) 端末設備等の平面配置
- (3) 屋内の垂直配線

3 専用契約者は、第1項の請求（料金表第1表に定めるその他の端末設備に係るものに限ります。）を行う場合は、端末設備専用料に係る当初使用料の支払い期間を指定していただきます。

4 当社は、第1項の規定による請求があった場合において、その請求に応じることが技術的に著しく困難であるとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求に応じないことがあります。この場合は、請求を行った専用契約者にその理由を通知します。

（注）臨時端末設備（その利用期間が30日以内の端末設備をいいます。以下同じとします。）は、その端末回線が臨時専用契約により提供されるものであるときに限り提供します。

（端末設備に係る解除料）

第95条 当社は、当社が設置した端末設備に変更又は廃止が生じたときは、専用契約者に料金表第1表に定める解除料を支払っていただくことがあります。

（端末設備の移転）

第96条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中斷）

第97条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中斷（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第9章 回線相互接続

(回線相互接続)

第98条 専用契約者は、その専用回線の終端（端末回線の終端又はアクセス回線の終端に限ります。以下この条において同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。また、専用回線と接続する電気通信回線を更に他の電気通信回線と接続する場合も同様の条件を適用します。
- 3 専用契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行う専用サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 専用契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行う専用サービス取扱所に通知していただきます。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第99条 当社が提供する専用サービスに係る料金は、専用料等（料金表第1表に定める専用料、付加専用料、付加機能使用料、回線終端装置専用料、端末設備専用料又は手続きに関する料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表第1表に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第2表に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表第2表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(専用料等の支払義務)

第100条 専用契約者は、次の期間について、専用料等（手続きに関する料金を除きます。以下の条において同じとします。）の支払いを要します。

その専用契約に基づいて当社が専用回線等又は付加機能の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は付加機能の廃止等があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止等があった日が同一の日である場合は、その日）

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用回線等（当社が提供するものに限ります。）を利用することができない状態が生じたときの専用料等の支払いは、次によります。

（1）次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の専用料等の支払いを要します。

ア 専用回線等の利用の一時中断をしたとき。

イ 専用回線等の利用停止があったとき。

ウ 短波無線回線の電波伝播状態の不良に起因する障害によるとき。

エ その電気通信設備以外の設備の障害によるとき。

オ その電気通信設備が専用地球局経由サービスに係る国際専用回線である場合であって、電波伝播状態の不良に起因する障害によるとき。

カ 第61条（予備の端末回線及び予備の他社接続回線等）の規定に基づく切り替えに起因する中断であるとき。

（2）前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の専用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する専用料等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）

区分		時間	
(1) 削除		削除	
(2) 高速 ディジタ ル伝送サ ービス	(i) (ii) 以外の もの	1時間	
	(ii) 特定局間超高 速品目（シングル クラスのものに限 ります。）の場合	12時間	
(3) 削除		削除	
(4) アク セス専用 サービス	(i) (ii) 以外の もの	12時間	
	(ii) MPLS-T P品目のもの	1時間	
(5) 国際専用サービス		1時間	
2 当社の故意又は重過失によりその専用サ ービスを全く利用できない状態が生じたと き。			
3 専用回線等の移転、他社接続回線接続変 更、アクセス回線接続変更又は相互接続点 の所在場所の変更に伴って、専用回線等を 利用できなくなった期間が生じたとき（専 用契約者の都合により、専用回線等を利用 しなかった場合であって、その専用回線等 を保留したときを除きます。）。			
4 専用回線の接続休止をしたとき。			
備考 同一の専用地球局により2以上の専用回線を設置している専用地球局経由サ ービスにおいては、支払いを要しない料金は、その専用契約に係る国際回線部分の本 邦側専用料に利用することのできなかった専用回線の品目に係る符号伝送の速度を 乗じた額を、その専用契約に係る専用回線の品目に係る符号伝送の速度の総和で除 した額とします。			

3 第1項の期間において、他社接続回線を利用することができないため、専用回線等を利用
できない状態が生じたときの専用料等の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者
との契約の解除その他その他他接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者がその
他社接続回線を利用できなくなった場合であっても、専用契約者は、その専用
回線等に係る専用料等の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、専用回線と相互に接続する
他社接続回線を利用することができないため、専用回線等を全く利用できなかった期間中の
専用料等の支払いを要します。

区分	別	支払いを要しない料金
専用契約者の責めによらない理由により、専用		そのことを当社が知った時刻以後

回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたため、専用回線等を全く利用できなくなった場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する専用料等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）
--	--

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る専用料等の支払義務）

第100条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る専用料等の支払義務については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第100条の3 専用契約者は、専用契約の申込み又は専用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その専用契約の申込み又は専用サービスに係る手続きの着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第101条 専用契約者は、工事を要する申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 専用申込者又は専用契約者は、第74条（専用申込の方法）第2項又は第77条（専用地球局に関する工事）第2項の規定により、当社が電波状態の調査を行ったときは、その調査に関する費用を支払わなければなりません。

（外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る工事費の支払義務）

第101条の2 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る工事費の支払義務については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第102条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定める

ところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第103条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金等を免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額とします。）を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第104条 専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 特定他社接続回線に係る料金等

(特定他社接続回線に係る料金等)

第105条 専用回線と相互に接続する特定他社接続回線に係る料金又は工事に関する費用（最低利用期間及び責任の制限を含みます。）は、料金表に定めるところによります。

第11章 最低利用期間

(最低利用期間)

第106条 専用回線または付加機能については、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日または付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除または付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。
- 4 前3項の規定にかかわらず、外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る最低利用期間については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

第12章 保守

(専用契約者の維持責任)

第107条 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第108条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線等に接続されている場合であって、専用回線等（専用回線等と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）を利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱所において試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

（修理又は復旧）

第109条 当社は、専用回線が故障し、又は滅失したときは、すみやかに、その専用回線を修理し、又は復旧します。

- 2 専用契約者は、専用回線又は他社接続回線を利用できなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

（修理又は復旧の順位）

第110条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第90条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

	通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第111条 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が特定事業者の提供区間について料金を設定している場合は、その特定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第100条（専用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連續したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、特定事業者が当該特定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りでありません。

2 前項の場合において、当社は、その専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（第100条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（その専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、専用サービスの提供をしなかったことの原因が、次のいずれかに該当するときは、専用サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

（1）本邦のケーブル陸揚局（海底ケーブルの陸揚を行う事業所をいいます。）又は衛星地球局（衛星回線の設定に関わる地球局をいいます。）より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき。

（2）第100条第2項第1号ウ、エ、オ又はカに該当するとき。

4 当社の故意又は重過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第112条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、当社に故意又は重過失がない限り、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件及び国際専用回線等に係る端末設備等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章 雜則

(承諾の限界)

第113条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る第1種電気通信事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第114条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) その専用回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) その専用回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第115条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条の規定によるほか、次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に係る料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第116条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(専用契約者からの通知)

第117条 専用契約者は、他社接続回線について、第27条（専用申込の方法）、第45条（専用申込の方法）又は第54条（専用申込の方法）に規定する事項、利用休止、利用権の譲渡その他

当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社接続回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 他社接続回線に係る契約の解除
- (3) 他社接続回線に係る品目等の変更その他の変更

(専用契約者に係る情報の取得)

第117条の2 専用契約者は、専用サービスの提供にかかるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(専用契約者の氏名等の通知)

第118条 当社は、協定事業者から要請があったときは、専用契約者（その協定事業者と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第119条 専用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な専用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(専用契約者に係る情報の利用)

第119条の2 当社は、第117条の2に定める専用契約者に係る情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款（料金表を含みます。）又は協定事業者の約款（料金表を含みます。）の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、専用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

2 第117条の2、第118条及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDI プライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第120条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行なことがあります。

(1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
(2) その専用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が定める支払期日を超えてなお支払わないときは、当社は、その専用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第121条 専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第122条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11までに定めるところによります。

(閲覧)

第123条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第124条 専用サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12及び16に定めるところによります。

別記

1 専用サービスの提供区間

- (1) 当社の専用サービスは、次の区間において提供します。
- ア 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。）
 - イ 相互接続点と端末回線の終端、網内接続点、アクセスポイント又は外国側専用契約者との契約に基づき外国側の電気通信事業者の定める設置場所（外国の電気通信事業者の局内までの場合を含みます。以下「外国側設置場所」といいます。）との間
 - ウ 端末回線の終端相互間
 - エ 端末回線の終端と網内接続点、アクセスポイント又は外国側設置場所との間
 - オ 端局相互間（高速ディジタル伝送サービスの局間超高速品目に限ります。）
 - カ 網内接続点相互間
 - キ 網内接続点とアクセス回線の終端又はアクセスポイントとの間
 - ク 網内接続点と外国側設置場所との間
 - ケ アクセス回線の終端相互間
 - コ 1の特定端局群に所属する特定端局相互間（高速ディジタル伝送サービスの特定局間超高速品目に限ります。）
- (2) 有線電気通信設備によるアクセス専用サービスおよび高速ディジタル伝送サービスの特定局間超高速品目は当社が別に定めるサービス提供地域内に限り提供します。

2 他社接続回線の共用ができる当社の電気通信サービス

- (1) その他社接続回線が協定事業者の高速ディジタル伝送サービスに係るものであるとき。
- ア 高速ディジタル伝送サービス
 - イ～ウ 削除
 - エ 第1種 I P V P Nサービス
 - オ 削除

3 専用回線と接続できる当社の電気通信サービス

- (1) アクセス回線と接続ができる当社の電気通信サービス
- ア 削除
 - イ そのアクセス回線が超高速符号品目に係るものであるとき。
 - (ア) 高速ディジタル伝送サービス
 - (イ) 国際専用サービス（超高速符号品目に限ります。）
 - ウ 削除
 - エ そのアクセス回線が外国の電気通信事業者に係るものであるとき。
 - (ア) 国際専用サービス
 - (イ) 削除
 - (ウ) 第4種 I P V P Nサービス
- (2) 削除
- (3) 高速ディジタル伝送サービス（10Gb/s、1Gb/s(100M-IF)、1Gb/s(GbE) 又は10Gb/s(10GbE)に係るものに限ります。）に係る専用回線と接続ができる当社の電気通信サービス
- ア 第2種イーサネット通信サービス
 - イ 第7種総合オープン通信網サービス

4 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 専用契約者の氏名等の変更

- (1) 専用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があつたときは、そのことをすみやかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があつたときは、その届出のあつた事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 専用契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行つたときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもつて、その通知を行つたものとみなします。

6 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用地球局又は特定端局を設置するために必要な場所（設置にあたり地盤又は構築物等に工事が必要な場合は、これを含みます。）は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 端末回線の終端又はアクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
ただし、専用契約者から要請があつたときは、当社は、その専用回線等の設置場所を提供することができます。
- (3) 当社が専用契約に基づいて設置する専用地球局及び特定端局に必要な電力は、専用契約者から提供していただきます。
- (4) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただることがあります。
- (5) 専用契約者は、端末回線の終端又はアクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
ただし、専用契約者から要請があつたときは、当社は、当社が別に定めるところにより、その特別な設備を設置します。
- (6) 専用契約者からの請求に基づき、特定端局の設置後その特定端局又はアクセス回線（高速ディジタル伝送サービスのうち、特定局間超高速品目に係るものと接続するものに限ります。）の終端の変更を行うときは、その変更にかかる工事等に必要な費用を支払っていただすることがあります。

7 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端（相互接続点、網内接続点、アクセスポイント又は外国の電気通信事業者の閾門局におけるものを除きます。以下この7から9までにおいて同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第1項第5号で定めるところにより郵政大臣が別に告示して指定した者をいいます。）の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(3)までの規定に準じて取り扱います。
- (5) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- (6) 専用契約者は、(1)から(5)までの規定の適用については、その専用回線に接続する端末設備のうち、専用契約者以外の者が設置したものについても、当社に対して責任を負わなければなりません。
- (7) (3)の検査を行う場合（(4)の規定に基づく場合を含みます。）、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。
- (3) 専用契約者は、(1)から(2)までの規定の適用については、その専用回線に接続する端末設備のうち、専用契約者以外の者が設置したものについても、当社に対して責任を負わなければなりません。
- (4) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一緒にして設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、郵政大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(3)までの規定に準じて取り扱います。
- (5) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- (6) 専用契約者は、(1)から(5)までの規定の適用については、その専用回線に接続する自営電気通信設備のうち、専用契約者以外の者が設置したものについても、当社に対して責任を負わなければなりません。
- (7) (3)の検査を行う場合((4)の規定に基づく場合を含みます。)、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、8(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、専用サービスと一緒に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

13 削除

14 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

15 専用サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

16 支払証明書の発行

- (1) 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用契約者に係る専用サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 専用回線と相互に接続する特定他社接続回線（当社が別に定めるものに限ります。）の料金又は工事に関する費用（特定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定により、特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。以下「特定料金等」といいます。）は、当社が設定するものとします。

(注) 1の「特定他社接続回線」及び「特定事業者」は、下表のとおりとします。

特定事業者	特定他社接続回線
N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社	一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス及びI Pルーティング網接続専用サービスに係るもの
削除	削除
C o l t テクノロジーサービス株式会社	専用サービス（接続専用回線を提供している品目に限ります。）に係るもの

- 2 専用回線と相互に接続する特定他社接続回線の料金は本約款の料金表及び当社が別に定める当社のイーサネット通信サービス契約約款に、工事に関する費用は別に定めるところによります。この場合において、特定他社接続回線の種類、品目及び通信又は保守の態様による細目は、特定事業者の専用サービスに係る契約約款等に定めるところによります。
- 3 専用契約者は、その専用契約に係る専用回線と相互に接続する特定他社接続回線の特定料金等を当社に支払っていただきます。
- 4 次に掲げる特定他社接続回線の特定料金等については、その特定他社接続回線と相互に接続する電気通信回線（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に限ります。）に係る契約者の協議により定められた1の契約者（以下「代表契約者」といいます。）をその特定他社接続回線に係る専用契約者とみなし、1及び2の規定に準じて取り扱います。
- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 当社が提供する2以上の電気通信サービスに係る電気通信回線と相互に接続して利用する特定他社接続回線
- 4の2 外国の電気通信事業者が設置する電気通信回線の料金のうち、当社と外国の電気通信事業者が業務協定に基づき合意したものの料金は、その外国の電気通信事業者の電気通信サービスと当社の専用サービスとを合わせて、当社が設定するものとします。

(料金の計算方法)

- 6 当社は、月額料金（専用料等のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）は、料金月（1の暦月の起算日（当社が専用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る料金の計算方法については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

8 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

9 削除

10 削除

10-2 削除

(月額料金の日割)

11 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ただし、外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る料金の日割については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

(1) 料金月の初日以外の日に専用回線等の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に専用契約の解除があったとき。

(3) (1) 及び (2) の場合を除いて、料金月の初日以外の日に専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

(4) 第100条（専用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

(5) 料金月の初日に専用回線等の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除があったとき。

(6) 起算日の変更があったとき。

12 11の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。

(端数処理)

13 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る料金その他の計算における端数処理については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

(料金等の支払い)

14 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

15 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

16 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(料金等の一括支払)

17 当社は、専用契約者が支払わなければならない国際専用サービスに係る料金等及びその国際専用回線に係る外国側専用契約者が支払わなければならない料金等について、次の条件を満たす場合に限り、本邦側又は外国側のいずれか一方における一括支払の取扱いを行います。

(1) 関係する外国の電気通信事業者の同意があること。

(2) 第54条（専用申込の方法）第1項の申込みと同時に請求すること。

(3) 一括支払を行う側を変更しないこと。

ただし、本邦側及び外国側でそれぞれ支払うように変更する場合を除きます。

本邦側で17の一括支払を行う場合の外国側の料金等は、当社が別に定める換算率により本邦通貨に換算した額とします。

(料金の一括後払い)

- 19 当社は、当社に特別の事情がある場合は、専用契約者（臨時専用契約を締結している専用契約者を除きます。）の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等支払いの連帯責任)

- 20 共同専用契約を締結している各専用契約者は、専用契約者が支払わなければならぬ料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯責任があります。
○
21 4の各号の特定他社接続回線を利用している各契約者は、代表契約者が支払わなければならぬ特定料金等又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯責任があります。

22～25 削除

(前受金)

- 26 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 26の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 27 第100条（専用料等の支払義務）の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、30に定める料金、31に定める料金、35に定める料金、36に定める料金、国際専用サービスに係る料金（当社が設置する端末設備の端末設備使用料及び工事費を除きます。）若しくは外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る料金又は延滞利息若しくはこの約款に消費税相当額を加算しない旨の明示があるものについては、この限りでありません。
○

(料金等の臨時減免)

- 28 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することができます。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 29 高速ディジタル伝送サービス、アクセス専用サービス（外国の電気通信事業者に係るもの

は除きます。）、国際専用サービス（超高速符号品目のものに限ります。）及び付加機能には、臨時専用契約に係るもの及び長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

30 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、第100条（専用料等の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する専用料等の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、専用契約の解除が当社又は専用契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

31 専用契約者は、最低利用期間内に専用回線（国際専用回線に限ります。）の品目の変更を行った場合において、変更前の専用料等の額から変更後の専用料等の額を控除し、残額があるときは、第100条（専用料等の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

（特定他社接続回線の料金等に関するその他の取扱い等）

32 特定他社接続回線の料金等に関するその他の取扱いについては、専用回線の場合に準じて取り扱います。この場合において、第100条（専用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する 時間の適用にあたっては、この料金表に別段の定めがない限り、その特定他社接続回線の種類及び通信又は保守の態様による細目に応じて定まる特定事業者の専用サービスに係る契約約款等に規定する時間（以下「特定時間」といいます。）によるものとします。

33 特定他社接続回線（特定事業者の一般専用サービスに係るものを除きます。）については、特定事業者の専用サービスに係る契約約款等に規定する臨時専用契約及び短期専用契約に係るもの及び異経路によるもの並びに長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

34 33の最低利用期間は、特定事業者が特定他社接続回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。

35 専用契約者は、その専用契約に係る専用回線と相互に接続する特定他社接続回線に関して、34の最低利用期間内に特定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定による利用休止又は専用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応するその特定他社接続回線に係る回線専用料に相当する額を一括して支払っていただきます。

36 専用契約者は、その専用契約に係る専用回線（国際専用回線に限ります。）と相互に接続する特定他社接続回線に関して、34の最低利用期間内に特定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定による専用サービスの品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、その特定他社接続回線に係る変更前の回線専用料の額から変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。

37 36の場合に、特定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定による専用サービスの品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に新設等の特定他社接続回線の回線専用料の額を合算して行います。

38 当社は、当社又は特定事業者の責めに帰すべき理由により特定他社接続回線が全く利用できない状態が生じたときは、その特定他社接続回線が全く利用できない状態（その特定他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下40までにおいて同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、特定時間以上その状態が連続したときに限り、当該特定他社接続回線に係る専

用契約者の損害を賠償します。

ただし、特定事業者が当該特定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定により損害を賠償する場合は、この限りではありません。

39 38の場合において、当社は、その特定他社接続回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（特定時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該特定他社接続回線に係る料金額（その特定他社接続回線の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

40 38の場合において、当社又は特定事業者の故意又は重過失により特定他社接続回線が全く利用できない状態が生じたときは、38及び39の規定は適用しません。

（料金等の請求）

41 専用サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、この約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き（<https://biz.kddi.com/support/payment/>）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1表 料金

第1 削除

第2 高速ディジタル伝送サービスに関する料金

1 適用

料金の適用については、第100条（専用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	料金の適用		
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。		
	品目	内 容	
	削除	削除	
	削除	削除	
局間超高速品目	削除	削除	
	10Gb/s	9,584,640ガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	削除	削除	
	1Gb/s (100M-IF)	100メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s (GbE)	1000.000メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	10Gb/s (10GbE)	10ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
特定局間超高速品目	特定端局群設定品目	プラン1	最大16回線 (10Gb/s(10GbE) プラン1、1Gb/s(FC) プラン1又は2Gb/s (FC) プラン1品目については8回線) の専用回線 (この表に定めるインターフェース品目に係るものに限ります。) の収容が可能な特定端局を設置するもの
		プラン2	最大64回線 (10Gb/s(10GbE) プラン2、1Gb/s(FC) プラン2又は2Gb/s (FC) プラン2品目については32回線) の専用回線 (この表に定めるインターフェース品目に係るものに限ります。) の収容が可能な特定端局を設置するもの
	インターフェース品目	1Gb/s (GbE) プラン1	1000.000メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン1に係る特定端局相互間で提供するもの
		10Gb/s (10GbE) プラン1	10ギガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン1に係る特定

		端局相互間で提供するもの
1Gb/s (FC) プラン 1		1062.500メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 1に係る特定端局相互間で提供するもの
2Gb/s (FC) プラン 1		2125.000メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 1に係る特定端局相互間で提供するもの
1Gb/s (GbE) プラン 2		1000.000メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 2に係る特定端局相互間で提供するもの
10Gb/s (10GbE) プラン 2		10ギガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 2に係る特定端局相互間で提供するもの
1Gb/s (FC) プラン 2		1062.500メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 2に係る特定端局相互間で提供するもの
2Gb/s (FC) プラン 2		2125.000メガビット／秒の符号伝送が可能なものであって、特定端局群設定品目のうちプラン 2に係る特定端局相互間で提供するもの
備考		<p>1 局間超高速品目及び特定局間超高速品目に係る高速ディジタル伝送サービスについては、臨時専用契約は締結しません。</p> <p>2 局間超高速品目は、端局相互間に限り提供します。</p> <p>3 特定局間超高速品目は、1の特定端局群に属する特定端局相互間に限り提供します。</p> <p>4 局間超高速品目の1Gb/s (GbE)については、インターフェースが1000BASE-SX、1000BASE-LX又は1000BASE-Tであるものに限り提供します。</p> <p>5 局間超高速品目の1Gb/s (100M-IF)については、インターフェースが100BASE-TXであるものに限り提供します。 6 特定局間超高速品目の1Gb/s (GbE) プラン 1又は1Gb/s (GbE) プラン 2については、インターフェースが1000BASE-SXであるものに限り提供します。</p> <p>7 局間超高速品目の10Gb/s (10GbE)については、インターフェースが10GBASE-LRであるものに限り提供します。</p> <p>8 1Gb/s (FC)又は2Gb/s (FC)については、インターフェースがANSI X3.297に準拠するものに限り提供します。</p>

	<p>9 特定局間超高速品目のうち特定端局群設定品目に基づき設置される特定端局に収容可能な専用回線の上限数は、収容される専用回線の品目の組み合わせによって、この表で定める最大の収容可能な回線数に満たないことがあります。</p> <p>10 第29条の5（専用サービスの品目の変更）の規定にかかわらず特定局間超高速品目の品目間の変更を行うことはできません。</p>		
(2) 専用契約者の区分	<p>ア 「警察・消防」とは、1の専用回線について、警察機関又は消防機関がその事業のためのみに利用する場合をいいます。</p> <p>イ 「新聞・放送・通信社」とは、1の専用回線について、別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社が利用する場合であって、新聞社にあっては日刊新聞紙の発行の事業、放送事業者にあっては放送事業、通信社にあっては新聞社又は放送事業者にニュース（別記14に規定するニュースをいいます。）を供給する事業のためのみに利用する場合をいいます。</p> <p>ウ 「一般」とは、ア又はイに該当しない場合をいいます。</p>		
(3) 回線距離の測定	<p>ア 回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">回線距離の測定方法</td> </tr> <tr> <td>その専用回線の双方の相互接続点、端局、アクセス回線の終端又はアクセスポイントに係る回線距離測定の起算点相互間の回線距離により測定します。</td> </tr> </table> <p>イ アの回線距離の測定において、回線距離測定の起算点相互間の距離の算出方法は、次のとおりとします。</p> <p>（ア）当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺2キロメートルの正方形に区分し、その区分した区域（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>（イ）回線距離は、双方の回線距離測定の起算点に基づき当社が指定する方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）に基づき、次の算式により算出します。この場合において、算出した結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。</p> $\sqrt{(\frac{\text{縦軸の方形区画}}{\text{番号の数差} \times 2})^2 + (\frac{\text{横軸の方形区画}}{\text{番号の数差} \times 2})^2} = \text{回線距離}$ <p>ウ アの（ア）又は（イ）の場合において、双方の回線距離測定の起算点の方形区画が同一である場合の回線専用料は、距離区分の回線距離が最短のものの料金を適用します。</p> <p>エ 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、回線距離測定の起算点及びその方形区画番号を閲覧に供します。</p>	回線距離の測定方法	その専用回線の双方の相互接続点、端局、アクセス回線の終端又はアクセスポイントに係る回線距離測定の起算点相互間の回線距離により測定します。
回線距離の測定方法			
その専用回線の双方の相互接続点、端局、アクセス回線の終端又はアクセスポイントに係る回線距離測定の起算点相互間の回線距離により測定します。			
(4) 回線距離測定の起算	専用回線の移転工事若しくはその専用回線の相互接続点又は端局に係る回線距離測定の起算点の指定の変更によりその専用回線の相互接続		

点の変更があった場合の料金の適用	点又は端局に係る回線距離測定の起算点の変更があったとき、又は回線距離測定の起算点の位置の変更があったときは、回線専用料を再算定します。								
(5) 削除	削除								
(6) 特定局間超高速品目の細目に係る料金の適用	<p>当社は、特定局間超高速品目に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細　　目</th> <th>内　　容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングルクラス</td> <td>特定端局相互間の電気通信設備が二重化されていないもの</td> </tr> <tr> <td>デュアルクラス</td> <td>特定端局相互間の電気通信設備が二重化されているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第30条（専用サービスの通信又は保守の態様による細目の変更）の規定にかかわらず、特定局間超高速品目の細目間の変更を行うことはできません。</p>	細　　目	内　　容	シングルクラス	特定端局相互間の電気通信設備が二重化されていないもの	デュアルクラス	特定端局相互間の電気通信設備が二重化されているもの		
細　　目	内　　容								
シングルクラス	特定端局相互間の電気通信設備が二重化されていないもの								
デュアルクラス	特定端局相互間の電気通信設備が二重化されているもの								
(7) 専用回線の端末回線に関する料金の適用	<p>専用回線の端末回線の端末回線専用料については、2（料金額）に規定する額から端末回線の終端ごとに次の額を減額した額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">月額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>端末回線専用料の減額 (税抜価格(税込価格))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>光配線によるもの</td> <td>2,000円 (2,200円)</td> </tr> </tbody> </table>	月額		区分	端末回線専用料の減額 (税抜価格(税込価格))	削除	削除	光配線によるもの	2,000円 (2,200円)
月額									
区分	端末回線専用料の減額 (税抜価格(税込価格))								
削除	削除								
光配線によるもの	2,000円 (2,200円)								
(8) 削除	削除								
(9) 削除	削除								
(10) 長期継続利用に係る回線専用料の適用	<p>ア 当社は、専用契約者から、当該専用契約に係る専用回線（臨時専用契約に基づいて設置される専用回線、特定局間超高速品目に係る専用回線並びにこの表の（2）欄で規定する「警察・消防」及び「新聞・放送・通信社」に係る料金の適用を受ける専用回線を除きます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線専用料（端末回線専用料を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する額（この表の（7）欄、（8）欄又は（9）欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめ、いずれか1の種類を選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種　　類</th> <th>継続して利用する</th> <th>回線専用料の減額</th> </tr> </thead> </table>	種　　類	継続して利用する	回線専用料の減額					
種　　類	継続して利用する	回線専用料の減額							

	期間	(税抜価格)
(ア) 3年利用	3年間	2(料金額)に規定する額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2(料金額)に規定する額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類に係る長期継続利用期間が変更前の種類に係る長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができるものとします。

キ 前カの規定により、長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用するものとします。この場合において、変更後の種類に係る長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類に係る長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出することとします。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の回線専用料に0.35を乗じ、消費税相当額を加算して得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その廃止が、当社又は専用契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りでありません。

(11) 国際専用回線併用に係る回線専用料の適用

ア 当社は、専用契約者が当社が提供する国際専用回線（旧高速符号品目（平成31年4月1日付附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）を併せて利用している場合であって、その専用契約者から申出があった場合は、次の条件を満たす場合に限り、その専用契約者に係る専用回線（国際専用回線及び（2）欄で規定する「警察・消防」及び「新聞・放送・通信社」に係る料金の適用を受ける専用回線を除きます。）の回線専用料（端末回線専用料を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2(料金額)

	<p>に規定する額（この表の（7）欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から、その額に0.05を乗じて得た額を減額して得た額を適用します。以下この欄において「国際専用回線併用」といいます。</p> <p>(ア) 申出のあった専用契約者が、併せて利用している当社が提供する国際専用回線に係る専用契約者と同一であること</p> <p>(イ) 料金表通則（料金等の支払い）の規定に関して、当社が別に定める基準を満たすこと</p> <p>イ 国際専用回線併用に係る回線専用料については、その申出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日から、その廃止の申出のあった日の属する料金月の末日までの期間について適用します。</p> <p>ウ 国際専用回線併用に係る回線専用料の適用は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 当社は、専用契約者が併せて利用している当社が提供する国際専用回線に係る専用契約の解除があった場合には、国際専用回線併用の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。</p>
(12) 削除	削除

2 料金額

(1) 臨時専用契約以外の専用契約に関するもの

ア イ及びウ以外の部分

(ア) (イ) 以外の部分

- ① 削除
- ② 削除
- ③ 局間超高速品目
 - a 削除
 - b 削除
 - c 削除
 - d 削除
 - e 10G b／s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料金額（税抜価格（税込価格））
回線距離	50キロメートルまでのもの	8, 500, 000円 (9, 350, 000円)
	200 "	21, 500, 000円 (23, 650, 000円)
	600 "	31, 500, 000円 (34, 650, 000円)
	600キロメートルを超えるもの	47, 500, 000円 (52, 250, 000円)

f 削除

g 削除

h 削除

- i 削除
- j 削除
- k 削除
- l 1Gb/s (100M-I/F) のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税抜価格（税込価格））
回線距離	50キロメートルまでのもの	4,200,000円 (4,620,000円)
	200 "	7,200,000円 (7,920,000円)
	600 "	9,200,000円 (10,120,000円)
	600キロメートルを超えるもの	18,800,000円 (20,680,000円)

m 1Gb/s (GbE) のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税抜価格（税込価格））
回線距離	50キロメートルまでのもの	4,200,000円 (4,620,000円)
	200 "	7,200,000円 (7,920,000円)
	600 "	9,200,000円 (10,120,000円)
	600キロメートルを超えるもの	18,800,000円 (20,680,000円)

n 10Gb/s (10GbE) のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税抜価格（税込価格））
回線距離	50キロメートルまでのもの	8,500,000円 (9,350,000円)
	200 "	21,500,000円 (23,650,000円)
	600 "	31,500,000円 (34,650,000円)
	600キロメートルを超えるもの	47,500,000円 (52,250,000円)

④ 特定局間超高速品目

a 特定端局群設定品目

i プラン1

専用料（回線専用料）

1 の特定端局群ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格（税込価格））	
	シングルクラスのもの	デュアルクラスのもの

回線距離	15キロメートルまでのもの	2, 060, 000円 (2, 266, 000円)	2, 970, 000円 (3, 267, 000円)
------	---------------	------------------------------------	--------------------------------

ii プラン2

専用料（回線専用料）

1の特定端局群ごとに月額

距離区分	回線距離	料金額（税抜価格（税込価格））	
		シングルクラスのもの	デュアルクラスのもの
30	15キロメートルまでのもの	2, 280, 000円 (2, 508, 000円)	3, 490, 000円 (3, 839, 000円)
	30 "	3, 670, 000円 (4, 037, 000円)	6, 250, 000円 (6, 875, 000円)
	40 "	4, 870, 000円 (5, 357, 000円)	8, 590, 000円 (9, 449, 000円)
	50 "	5, 445, 000円 (5, 989, 500円)	10, 080, 000円 (11, 088, 000円)
	60 "	6, 020, 000円 (6, 622, 000円)	11, 560, 000円 (12, 716, 000円)
	70 "	6, 595, 000円 (7, 254, 500円)	13, 040, 000円 (14, 344, 000円)
	80 "	7, 170, 000円 (7, 887, 000円)	14, 520, 000円 (15, 972, 000円)

b インタフェース品目

i 1Gb/s (GbE) プラン1

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	40, 000円 (44, 000円)
デュアルクラスのもの	80, 000円 (88, 000円)

ii 10Gb/s (10GbE) プラン1

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	220, 000円 (242, 000円)
デュアルクラスのもの	440, 000円 (484, 000円)

iii 1 G b/s (FC) プラン1

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	40,000円 (44,000円)
デュアルクラスのもの	80,000円 (88,000円)

iv 2 G b/s (FC) プラン1

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	60,000円 (66,000円)
デュアルクラスのもの	120,000円 (132,000円)

v 1 G b/s (GbE) プラン2

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	40,000円 (44,000円)
デュアルクラスのもの	80,000円 (88,000円)

vi 10 G b/s (10 GbE) プラン2

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	220,000円 (242,000円)
デュアルクラスのもの	440,000円 (484,000円)

vii 1 G b/s (FC) プラン2

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	40,000円 (44,000円)
デュアルクラスのもの	80,000円 (88,000円)

viii 2 G b/s (FC) プラン2

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格（税込価格））
シングルクラスのもの	60,000円 (66,000円)

デュアルクラスのもの	120,000円 (132,000円)
------------	------------------------

(イ) 削除

イ 端末設備の部分

(ア) 配線設備の部分

端末設備専用料（屋内配線専用料）

月額

種類	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
配線設備	ア 次の線路（ジャック及びローゼットを含みます。）をいいます。 (ア) 専用回線の端末回線の終端から1のジャック又はローゼットまでの間の線路 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の線路 イ 配線設備には、次の種類があります。 (ア) 削除 (イ) 光配線	削除 1配線ごとに 2,000円 (2,200円)
備考	専用回線の端末回線に限り提供します。	

(イ) 削除

(ウ) 削除

ウ 削除

(2) 臨時専用契約に関するもの

専用料（回線専用料若しくは端末回線専用料）又は端末設備専用料（屋内配線専用料若しくは回線接続装置専用料）

日額

料金額（税抜価格）
(臨時専用契約以外の契約に関するもの) の料金額の 10 分の 1

第3 削除

第4 アクセス専用サービスに関する料金

1 適用

料金の適用については、第100条（専用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	料金の適用																			
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <p>(ア) その一端が網内接続点であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 削除 ② 超高速符号品目のもの 																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>1 G b/s (100M-IF)</td><td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>1 G b/s (GbE)</td><td>1,000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>1 G b/s (FC)</td><td>1062.500メガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>2 G b/s (FC)</td><td>2125.000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>10G b/s</td><td>9,584.640メガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>10G b/s (10GbE)</td><td>10ギガビット/秒の符号伝送が可能なものの</td></tr> </tbody> </table>		品目	内容	削除	削除	1 G b/s (100M-IF)	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの	1 G b/s (GbE)	1,000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの	1 G b/s (FC)	1062.500メガビット/秒の符号伝送が可能なものの	2 G b/s (FC)	2125.000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの	削除	削除	10G b/s	9,584.640メガビット/秒の符号伝送が可能なものの	10G b/s (10GbE)	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なものの
品目	内容																			
削除	削除																			
1 G b/s (100M-IF)	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
1 G b/s (GbE)	1,000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
1 G b/s (FC)	1062.500メガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
2 G b/s (FC)	2125.000メガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
削除	削除																			
10G b/s	9,584.640メガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
10G b/s (10GbE)	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なものの																			
	<p>備考</p> <p>1 1 G b/s (GbE) は、網内接続点において高速ディジタル伝送サービス（局間超高速品目（1Gb/s (GbE) に限ります。）又は特定局間超高速品目（1Gb/s (GbE) プラン1又は1Gb/s (GbE) プラン2に限ります。）に限ります。）又は国際専用サービス（超高速符号品目（2.4Gb/sのものを除きます。）に限ります。）に係る電気通信回線と接続する場合に限り、提供します。</p> <p>2 1 G b/s (100M-IF) は、網内接続点において高速ディジタル伝送サービス（局間超高速品目（1Gb/s (100M-IF) に限ります。）に限ります。）に係る電気通信回線と接続する場合に限り、提供します。</p> <p>3 1 G b/s (FC) は、網内接続点において高速ディジタル伝送サービス（特定局間超高速品目（1Gb/s (FC) プラン1又は1Gb/s (FC) プラン2に限ります。）に限ります。）に係る電気通信回線と接続する場合に限り、提供します。</p> <p>4 2 G b/s (FC) は、網内接続点において高速ディジタル伝送サービス（特定局間超高速品目（2Gb/s (FC) プラン1又は2Gb/s (FC) プラン2に限ります。）に限ります。）に係る電気</p>																			

通信回線と接続する場合に限り、提供します。

5 1 G b/s (FC) または 2 G b/s (FC) については、インターフェースが ANSI X3.297 に準拠するものに限り提供します。

6 削除

(イ) その両端が網内接続点でないもの

① 削除

② MPLS-TP 品目のもの

品目	内容	
イーサ IF 品目	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	1Gb/s	1ギガビット/秒の符号伝送が可能なものの
専用 IF 品目	1.536Mb/ s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	1.544Mb/ s	1.544メガビット/秒の符号伝送が可能なものの
	削除	削除

備考

1 イーサ IF 品目と専用 IF 品目をまたがる品目の変更は行

	<p>えません。</p> <p>2 削除</p> <p>イ アクセス専用サービスについては、臨時専用契約は締結しません。</p>						
(1) の2 エリアに係る料金の適用	<p>当社は、アクセス専用サービス（MPLS-TP品目のものに限ります。）の料金額を適用するにあたって、下表のとおり、エリアを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東エリア</td><td>東京都（一部の地域を除きます。）、神奈川県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、栃木県の一部、群馬県の一部、茨城県の一部、静岡県（富士川以東）の一部及び山梨県の一部</td></tr> <tr> <td>関西エリア</td><td>大阪府の一部</td></tr> </tbody> </table>	エリア	内 容	関東エリア	東京都（一部の地域を除きます。）、神奈川県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、栃木県の一部、群馬県の一部、茨城県の一部、静岡県（富士川以東）の一部及び山梨県の一部	関西エリア	大阪府の一部
エリア	内 容						
関東エリア	東京都（一部の地域を除きます。）、神奈川県の一部、埼玉県の一部、千葉県の一部、栃木県の一部、群馬県の一部、茨城県の一部、静岡県（富士川以東）の一部及び山梨県の一部						
関西エリア	大阪府の一部						
(2) 屋内配線専用料の適用	<p>アクセス回線（MPLS-TP品目のものを除きます。）に係る屋内配線専用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア アクセス回線の終端からジャック又はローゼットまでの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>						
(3) 削除	削除						
(4) 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る料金の適用	外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスの適用については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。						
(5) 特定期間超高速品目に係る電気通信回線と接続するアクセス専用サービスに係る料金の適用	網内接続点において特定期間超高速品目に係る電気通信回線と接続するアクセス専用サービス（超高速符号品目（1Gb/s(FC)、2Gb/s(FC)、1Gb/s(GbE) 又は10Gb/s(10GbE)に限ります。）のものに限ります。）については、2（料金額）に規定する基本額及び加算額の支払を要しません。						
(6) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、そのアクセス専用サービス（MPLS-TP品目のものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（そのアクセス専用サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第108条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理を請求した時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻）とします。）から起算して30分以上その状態が連續したときは、その料金月にお</p>						

	<p>けるアクセス専用サービスに係る基本回線料の額（料金表通則11の規定による場合は、適用した後の額とします。）に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還額」といいます。）をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのアクセス専用サービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アクセス専用サービスを全く利用できない状態が連続した時間</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上 1時間未満のとき</td><td>3 %</td></tr> <tr> <td>1時間以上 2時間未満のとき</td><td>10 %</td></tr> <tr> <td>2時間以上 4時間未満のとき</td><td>20 %</td></tr> <tr> <td>4時間以上 6時間未満のとき</td><td>30 %</td></tr> <tr> <td>6時間以上 8時間未満のとき</td><td>40 %</td></tr> <tr> <td>8時間以上48時間未満のとき</td><td>50 %</td></tr> <tr> <td>48時間以上のとき</td><td>100 %</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>専用契約者からの要請により、その電気通信設備の修理を中断したときは、上記のアクセス専用サービスを全く利用できない状態が連続した時間には修理を中断していた時間を含みません。</p> <p>イ アの規定により故障回復時間返還額を返還する場合は、第100条（専用料等の支払義務）第2項第2号の表1欄の規定は適用しません。</p> <p>ただし、第100条第2項第2号の表1欄の規定により支払いを要しないとされる料金の額がアの規定により返還する料金の額を超える場合は、第100条第2項第2号の表1欄の規定を適用し、この欄の規定は適用しません。</p> <p>ウ アの場合において、そのアクセス専用サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還額の合計額を返還します。</p> <p>エ この表の（6）欄から（8）欄の規定による料金の返還又は第100条（専用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定の取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の故障回復時間返還額の取扱いについては、（8）欄の規定に定めるところによります。</p> <p>オ 故障回復時間返還額の計算において、その計算結果に税抜価格1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	アクセス専用サービスを全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率	30分以上 1時間未満のとき	3 %	1時間以上 2時間未満のとき	10 %	2時間以上 4時間未満のとき	20 %	4時間以上 6時間未満のとき	30 %	6時間以上 8時間未満のとき	40 %	8時間以上48時間未満のとき	50 %	48時間以上のとき	100 %
アクセス専用サービスを全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率																
30分以上 1時間未満のとき	3 %																
1時間以上 2時間未満のとき	10 %																
2時間以上 4時間未満のとき	20 %																
4時間以上 6時間未満のとき	30 %																
6時間以上 8時間未満のとき	40 %																
8時間以上48時間未満のとき	50 %																
48時間以上のとき	100 %																
(7) サービス品質（故障通知）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、そのアクセス専用サービス（MPLS-TP品目のものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（そのアクセス専用サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が連続したとき</p>																

	<p>は、そのことを専用契約者があらかじめ指定した連絡先に通知します。</p> <p>ただし、当社がそのことを専用契約者に通知する前に第108条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求を行ったときは、その修理の請求をもって専用契約者への通知を行ったものとみなして取り扱います。</p> <p>イ アの場合において、そのアクセス専用サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以上の間、専用契約者への通知が行えなかったときは、当社は、その料金月におけるアクセス専用サービスに係る基本回線料の額（料金表通則11の規定による場合は、適用した後の額とします。）に3%を乗じて得た額（以下「故障通知返還額」といいます。）をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) そのアクセス専用サービスについて、利用中止又は利用停止があったとき</p> <p>(イ) 第108条の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたことにより、当社がそのアクセス回線を全く利用できない状態であることを知ったとき</p> <p>(ウ) 当社の責めによらない理由により、専用契約者が指定した連絡先に通知できないとき</p> <p>ウ イの場合において、そのアクセス専用サービスを全く利用できない状態が生じたことを30分以上の間、専用契約者に通知できない場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知返還額の合計額を返還します。</p> <p>エ この表の（6）欄から（8）欄の規定による料金の返還又は第100条（専用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定の取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合の故障通知返還額の取扱いについては、（8）欄の規定に定めるところによります。</p> <p>オ 故障通知返還額の計算において、その計算結果に税抜価格1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
(8) サービス品質（回線遅延）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、当社が別に定める方法により測定したアクセス専用サービス（MPLS-TTP品目（イーサIF品目のものに限ります。）のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の遅延時間（そのアクセス回線の一端から送信されたイーサネットフレームがそのアクセス回線の往復に要する時間（そのアクセス専用サービスを全く利用できない状態（そのアクセス専用サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合の時間を除きます。）をいいます。）から、専用契約者があらかじめお知らせした遅延時間（以下「基準遅延時間」といいます。）を除いた時間（以下「増分遅延時間」といいます。）が下表に定める時間を超える状態が48時間以上継続し</p>

	<p>たときは、その料金月におけるアクセス専用サービスに係る基本回線料の額（料金表通則11の規定による場合は、適用した後の額とします。）に10%を乗じて得た額（以下「回線遅延還額」といいます。）をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのアクセス専用サービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アクセス回線の区分</th><th>増分遅延時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一エリア内のもの</td><td>2msec</td></tr> <tr> <td>エリア間のもの</td><td>4msec</td></tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合において、そのアクセス専用サービスの増分遅延時間が48時間以上連続してアの表の基準を超える場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの回線遅延還額の合計額を返還します。</p> <p>ウ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、基準遅延時間を変更することがあります。</p> <p>エ ウの規定により、基準遅延時間を変更する場合には、あらかじめ、そのことを専用契約者に通知します。</p> <p>オ この表の（6）欄、（7）欄及びこの欄の規定による料金の返還又は第100条（専用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定の取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合は、当社は、故障回復時間返還額、故障通知返還額、回線遅延還額及び第100条第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定による支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額がそのアクセス回線に係る1の料金月における基本回線料の額を超える場合は、当社は、その基本回線料の額を返還します。</p> <p>カ 回線遅延還額の計算において、その計算結果に税抜価格1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	アクセス回線の区分	増分遅延時間	同一エリア内のもの	2msec	エリア間のもの	4msec
アクセス回線の区分	増分遅延時間						
同一エリア内のもの	2msec						
エリア間のもの	4msec						
(9) サービス品質（開通遅延）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、アクセス専用サービス（MPLS-TP品目のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の申込み承諾時に専用契約者に通知した日（以下「開通予定日」といいます。）に、専用契約者の責めによらない理由によりそのアクセス専用サービスの提供を開始できなかったときは、その料金月におけるアクセス専用サービスに係る基本回線料の額（料金表通則11の規定による場合は、適用した後の額とします。）に開通遅延日数（開通予定日から実際にアクセス専用サービスの提供を開始した日までの期間をいいます。以下同じとします。）に応じて下表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「開通遅延還額」といいます。）をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのアクセス専用サービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日のとき</td><td>10%</td></tr> </tbody> </table>	開通遅延日数	料金返還率	1日のとき	10%		
開通遅延日数	料金返還率						
1日のとき	10%						

	2日以上14日以下のとき	10%に1日を越える開通遅延 日数ごとに1%を加算した値
	15日のとき	25%
	16日以上27日以下のとき	25%に15日を越える開通遅延 日数ごとに2%を加算した値
	28日以上のとき	50%

イ 開通遅延返還額の計算において、その計算結果に税抜価格1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

2 料金額

(1) 基本額

ア イ以外の部分

(ア) (イ) 以外のもの

① その一端が網内接続点であるもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

品目	料金額（税抜価格（税込価格））
削除	
超高速符号品目	削除
1Gb/s (100M-IF) のもの	1,000,000円 (1,100,000円)
1Gb/s (GbE) のもの	1,000,000円 (1,100,000円)
削除	削除
10Gb/s のもの	4,700,000円 (5,170,000円)
10Gb/s のもの (10GbE)	4,200,000円 (4,620,000円)

② その両端が網内接続点でないもの

a 削除

b MPLS-TP品目のもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

品目	料金額（税抜価格（税込価格））		
	同一エリア内		エリア間
同一都府県内	都府県間		
イーサIF 品目	1Mb/s	110,000円 (121,000円)	150,000円 (165,000円)
	2Mb/s	130,000円 (143,000円)	180,000円 (198,000円)
	3Mb/s	160,000円 (176,000円)	210,000円 (231,000円)
	4Mb/s	180,000円 (198,000円)	240,000円 (264,000円)
	5Mb/s	210,000円 (231,000円)	270,000円 (297,000円)

	6Mb/s	230, 000円 (253, 000円)	290, 000円 (319, 000円)	480, 000円 (528, 000円)
	7Mb/s	260, 000円 (286, 000円)	320, 000円 (352, 000円)	510, 000円 (561, 000円)
	8Mb/s	280, 000円 (308, 000円)	350, 000円 (385, 000円)	550, 000円 (605, 000円)
	9Mb/s	310, 000円 (341, 000円)	380, 000円 (418, 000円)	580, 000円 (638, 000円)
	10Mb/s	330, 000円 (363, 000円)	410, 000円 (451, 000円)	610, 000円 (671, 000円)
	20Mb/s	380, 000円 (418, 000円)	480, 000円 (528, 000円)	820, 000円 (902, 000円)
	30Mb/s	430, 000円 (473, 000円)	540, 000円 (594, 000円)	1, 030, 000円 (1, 133, 000円)
	40Mb/s	490, 000円 (539, 000円)	610, 000円 (671, 000円)	1, 240, 000円 (1, 364, 000円)
	50Mb/s	540, 000円 (594, 000円)	670, 000円 (737, 000円)	1, 450, 000円 (1, 595, 000円)
	60Mb/s	590, 000円 (649, 000円)	740, 000円 (814, 000円)	1, 660, 000円 (1, 826, 000円)
	70Mb/s	640, 000円 (704, 000円)	800, 000円 (880, 000円)	1, 870, 000円 (2, 057, 000円)
	80Mb/s	700, 000円 (770, 000円)	870, 000円 (957, 000円)	2, 080, 000円 (2, 288, 000円)
	90Mb/s	750, 000円 (825, 000円)	930, 000円 (1, 023, 000円)	2, 290, 000円 (2, 519, 000円)
	100Mb/s	800, 000円 (880, 000円)	1, 000, 000円 (1, 100, 000円)	2, 500, 000円 (2, 750, 000円)
	200Mb/s	1, 000, 000円 (1, 100, 000円)	1, 200, 000円 (1, 320, 000円)	2, 800, 000円 (3, 080, 000円)
	300Mb/s	1, 200, 000円 (1, 320, 000円)	1, 400, 000円 (1, 540, 000円)	3, 200, 000円 (3, 520, 000円)
	400Mb/s	1, 300, 000円 (1, 430, 000円)	1, 600, 000円 (1, 760, 000円)	3, 500, 000円 (3, 850, 000円)

)))
500Mb/s	1,500,000円 (1,650,000円)	1,800,000円 (1,980,000円)	3,800,000円 (4,180,000円)	
600Mb/s	1,700,000円 (1,870,000円)	2,100,000円 (2,310,000円)	4,200,000円 (4,620,000円)	
700Mb/s	1,900,000円 (2,090,000円)	2,300,000円 (2,530,000円)	4,500,000円 (4,950,000円)	
800Mb/s	2,000,000円 (2,200,000円)	2,500,000円 (2,750,000円)	4,800,000円 (5,280,000円)	
900Mb/s	2,200,000円 (2,420,000円)	2,700,000円 (2,970,000円)	5,200,000円 (5,720,000円)	
1Gb/s	2,400,000円 (2,640,000円)	2,900,000円 (3,190,000円)	5,500,000円 (6,050,000円)	
専用IF品目	1.536Mb/s	130,000円 (143,000円)	180,000円 (198,000円)	350,000円 (385,000円)
	1.544Mb/s	130,000円 (143,000円)	180,000円 (198,000円)	350,000円 (385,000円)
	削除	削除	削除	削除

(イ) 外国の電気通信事業者によるもの
 外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき算定した額

イ 端末設備の部分

(ア) (イ) 以外のものに係る端末設備

① 配線設備の部分

端末設備専用料（屋内配線専用料）

月額

種 類	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
配 線 設 備	次の線路（ジャック及びローゼットを含みます。 。）をいいます。 (ア) アクセス回線の終端から1のジャック又は ローゼットまでの間の線路 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャ ック又はローゼットまでの間の線路	1配線ごとに 4,000円 (4,400円)

② 削除

(イ) 外国の電気通信事業者によるものに係る端末設備

　　外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき算定した額

(2) 加算額

ア 回線終端装置の部分

回線終端装置専用料

月額

種類	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
回線終端装置	アクセス回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。） (ア) MPLS-TP品目に係るもの ① 10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-T、1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの ② 10GBASE-LRのもの ③ 1.536Mb/s又は1.544Mb/sのもの ④ 削除 ⑤ 削除	1台ごとに 5,000円 (5,500円) 1台ごとに 50,000円 (55,000円) 1台ごとに 5,000円 (5,500円)
備考		
	10GBASE-LRのものは、アクセス多重機能（多重するアクセス回線の品目に係る符号伝送速度の合計が1Gb/sを超えるものに限ります。）を利用しているアクセス回線に限り提供します。	

イ 付加機能使用料

種類	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
アクセス多重機能	終端の設置場所が同一であって、専用契約者が同一の者である複数のアクセス回線（MPLS-TP品目（イーサIF品目のものに限ります。）のものに限ります。）について、終端の設置場所とその直近の専用サービス取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線を1の伝送路インターフェース上で多重化する機能	—
備考		
	1 本機能はMPLS-TP品目（イーサIF品目のものに限ります。）のアクセス回線に限り提供します。 2 多重するアクセス回線の品目に係る符号伝送速度の合計が伝送路インターフェースの速度（10Mb/s、100Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sとします。）を超えない場合に限り、アクセス多重機能を提供します。 3 専用契約者は、本機能により多重するアクセス回線のうち1のアクセス回線を、本機能に係る代表回線として定め、これを届出ていただきます。これを変更したときも同様とします。 この場合において、当社は、本機能を利用しているアクセス回線に接続す	

	<p>る回線終端装置を、その代表回線に接続されている回線終端装置とみなして取り扱います。</p> <p>4 その他本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	—	—
アクセス冗長機能	アクセス回線（MPLS-TP品目（アクセス多重機能を利用しているものに限ります。）のものに限ります。）の終端の設置場所とその直近の専用サービス取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線について、障害等の発生により全く利用できない状態が生じたときに、あらかじめ用意した予備の電気通信回線に切り替える機能	—	—
備考		<p>1 本機能はMPLS-TP品目（アクセス多重機能を利用しているものに限ります。）のアクセス回線に限り提供します。</p> <p>2 その他本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

第5 国際専用サービスに関する料金

1 適用

料金の適用については、第100条（専用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	料金の適用																									
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。 ア 削除 イ 削除 ウ 超高速符号品目																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45Mb/s</td><td>44.736メガビット／秒による符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>150Mb/s</td><td>149.760メガビット／秒による符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>600Mb/s</td><td>599.040メガビット／秒による符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>2.4Gb/s</td><td>2,396.260メガビット／秒による符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>150Mb/s (GbE)</td><td>149.76メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>300Mb/s (GbE)</td><td>299.52メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>450Mb/s (GbE)</td><td>449.28メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>600Mb/s (GbE)</td><td>599.04メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>750Mb/s (GbE)</td><td>748.80メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>900Mb/s (GbE)</td><td>898.56メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> <tr> <td>1Gb/s (GbE)</td><td>1,048.32メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの</td></tr> </tbody> </table>		品目	内容	45Mb/s	44.736メガビット／秒による符号伝送が可能なものの	150Mb/s	149.760メガビット／秒による符号伝送が可能なものの	600Mb/s	599.040メガビット／秒による符号伝送が可能なものの	2.4Gb/s	2,396.260メガビット／秒による符号伝送が可能なものの	150Mb/s (GbE)	149.76メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	300Mb/s (GbE)	299.52メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	450Mb/s (GbE)	449.28メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	600Mb/s (GbE)	599.04メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	750Mb/s (GbE)	748.80メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	900Mb/s (GbE)	898.56メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの	1Gb/s (GbE)	1,048.32メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの
品目	内容																									
45Mb/s	44.736メガビット／秒による符号伝送が可能なものの																									
150Mb/s	149.760メガビット／秒による符号伝送が可能なものの																									
600Mb/s	599.040メガビット／秒による符号伝送が可能なものの																									
2.4Gb/s	2,396.260メガビット／秒による符号伝送が可能なものの																									
150Mb/s (GbE)	149.76メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
300Mb/s (GbE)	299.52メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
450Mb/s (GbE)	449.28メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
600Mb/s (GbE)	599.04メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
750Mb/s (GbE)	748.80メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
900Mb/s (GbE)	898.56メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
1Gb/s (GbE)	1,048.32メガビット／秒による符号伝送が可能なもので、インターフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXであるもの																									
	備考 国際専用回線（超高速符号品目のものに限ります。）については、臨時専用契約は締結しません。																									
(2) 削除	削除																									
(3) 長期継続利用に係る回線専用料の適用	ア 当社は、専用契約者から、当該専用契約に係る専用回線について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線専用料については、2（料金額）に規定する額の合計額から下表																									

に規定する額を減額して得た額を適用します。

この場合、長期継続利用には、下表の種類があり、あらかじめ、いずれか1の種類を選択していただきます。

(ア) 削除

(イ) 超高速符号品目のもの

種類	継続して利用する期間	回線専用料の減額（月額）
(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）に規定する額に0.10を乗じて得た額
(イ) 5年利用	5年間	2（料金額）に規定する額に0.20を乗じて得た額
(ウ) 7年利用	7年間	2（料金額）に規定する額に0.30を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申出いただきます。

カ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更を行うことはできません。

キ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の回線専用料に0.35を乗じ、消費税相当額を加算して得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その廃止が、当社又は専用契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用回線の品目の変更を行った場合において、変更前の本邦側回線専用料から変更後の本邦側回線専用料を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に0.35を乗じ、消費税相当額を加算して得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ケ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用に係る専用回線（2（料金額）に定める料金の適用を受けるものに限ります。）について、長期継続利用期間内においては、当社がこの約款又は料金

	表を変更した場合であっても、第2条（約款の変更）の規定にかかわらず、変更前の専用サービス契約約款による専用サービスの提供を受けることができます。										
(4) 複数取扱地域利用に係る回線専用料の適用	<p>当社は、専用契約者が複数の取扱地域との間で国際専用回線（旧高速符号品目又は超高速符号品目のものであって、臨時専用契約に係るものをお除きます。）を利用していている場合は、それらの国際回線の本邦側の回線専用料については、2（料金額）で定める額（この表の（3）欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から、下表に規定する額を減額して得た額を適用します。以下この欄において「複数取扱地域利用」といいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱地域の数</th> <th>回線専用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3又は4</td> <td>2（料金額）に規定する額（専用地球局経由サービスに係るものをお除きます。以下この欄において同じとします。）に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>5から7まで</td> <td>2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>8から10まで</td> <td>2（料金額）に規定する額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>11以上</td> <td>2（料金額）に規定する額に0.15を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 料金月の初日以外の日に国際専用回線の利用を開始し、又は廃止した場合における開始又は廃止のあった料金月の回線専用料は、その開始後又は廃止前による取扱地域の数に応じて上表に規定する額を減額するものとします 専用契約者が、国際専用回線のほかに企業通信ネットワークサービス又は個別システムサービスを利用しているときは、これらの電気通信回線を国際専用回線とみなして取扱地域の数に算入します。 	取扱地域の数	回線専用料の減額（月額）	3又は4	2（料金額）に規定する額（専用地球局経由サービスに係るものをお除きます。以下この欄において同じとします。）に0.05を乗じて得た額	5から7まで	2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額	8から10まで	2（料金額）に規定する額に0.10を乗じて得た額	11以上	2（料金額）に規定する額に0.15を乗じて得た額
取扱地域の数	回線専用料の減額（月額）										
3又は4	2（料金額）に規定する額（専用地球局経由サービスに係るものをお除きます。以下この欄において同じとします。）に0.05を乗じて得た額										
5から7まで	2（料金額）に規定する額に0.07を乗じて得た額										
8から10まで	2（料金額）に規定する額に0.10を乗じて得た額										
11以上	2（料金額）に規定する額に0.15を乗じて得た額										
(5) 削除	ア 削除										
(6) 2段階料金の適用	<p>ア 地球局設備使用料（専用地球局経由サービスに係る地球局設備に限ります。）及び端末設備（その他の端末設備に限ります。）に関する料金は、次の2段階からなるものとします。</p> <p>（ア）当初使用料（1年を単位として毎月支払いを行うものであって、支払期間を、地球局設備においては、その使用期間を超えないものと、端末設備においては6年以内とするもの）</p> <p>（イ）継続使用料（当初使用料の支払期間終了後に毎月支払うもの）</p> <p>イ 専用契約者は、当初使用料の支払期間を指定していただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、当初使用料の支払期間内に、その時点において専用地球局経由サービスに係る専用契約を解除した場合の解約料又は端末設備を廃止した場合の解除料に相当する額を一括して支払う場合には、その当初使用料の支払期間を終了したものとして取り扱います。</p> <p>エ 当社は、当初使用料の支払期間終了後であっても、（7）欄の規定を適用する場合においては、専用契約者に当初使用料の支払期間を再度指定していただきます。この場合において、当初使用料の支</p>										

2 料金額

(1) 臨時専用契約以外の契約に関するもの

ア 国際回線部分の本邦側回線の部分

(ア) (エ) 以外のもの

超高速符号品

専用回線 1 回線ごとに月額

品目	料金額		
	取扱地域がゾーンIのもの	取扱地域がゾーンIIのもの	取扱地域がゾーンIIIのもの
45Mb/s	28,850千円	31,350千円	40,760千円
150Mb/s	58,300千円	63,360千円	82,370千円
600Mb/s	76,400千円	83,000千円	107,000千円
2.4Gb/s	99,300千円	107,900千円	139,100千円

(イ) 削除

(ウ) 削除

(エ) 専用地球局経由サービスに係るもの

① 專用料（衛星回線使用料）

別冊により定める額

② 専用料（地球局設備使用料）

a 当初使用料

別冊により定める額

b 繼続使用料

別冊により定める額

③ 解約料

別冊により定める額

イ 削除

ウ 削除

エ 端末設備の部分

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) その他の端末設備（当社が選定する端末設備）

① 当初使用料

別に定める額

② 繼続使用料

別に定める額

③ 解除料

別に定める額

オ 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定するもの

(ア) (エ) 以外のもの

超高速品目るもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

品 目	料 金 領		
	取扱地域がゾーン I のもの	取扱地域がゾーン II のもの	取扱地域がゾーン III のもの
45Mb/s	36,700千円	32,100千円	41,000千円
150Mb/s	73,900千円	64,700千円	83,000千円
600Mb/s	96,000千円	84,000千円	108,000千円
2.4Gb/s	124,800千円	109,200千円	140,400千円
150Mb/s (GbE)	—	12,940千円	16,600千円
300Mb/s (GbE)	—	14,240千円	—
450Mb/s (GbE)	—	15,520千円	—
600Mb/s (GbE)	—	16,800千円	21,600千円
750Mb/s (GbE)	—	17,220千円	—
900Mb/s (GbE)	—	17,640千円	—
1Gb/s (GbE)	—	18,060千円	23,220千円

(イ) 削除

(ウ) 削除

(エ) 専用地球局経由サービスに係るもの

アの (エ) (専用地球局経由サービスに係るもの) の料金額と同額

カ 外国の電気通信事業者の提供区間に於いて、当社が料金設定するもの

超高速符号品目るもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

品 目	取扱地域	料 金 額		
		取扱地域が ゾーンIの もの	取扱地域が ゾーンIIの もの	取扱地域が ゾーンIIIの もの
45Mb/s	ゾーンI	36,700千円	32,100千円	41,000千円
	ゾーンII	32,100千円	29,000千円	46,900千円
	ゾーンIII	41,000千円	46,900千円	26,900千円
150Mb/s	ゾーンI	73,900千円	64,700千円	83,000千円
	ゾーンII	64,700千円	58,500千円	94,500千円
	ゾーンIII	83,000千円	94,500千円	54,000千円
600Mb/s	ゾーンI	96,000千円	84,000千円	108,000千円
	ゾーンII	84,000千円	76,000千円	122,800千円
	ゾーンIII	108,000千円	122,800千円	70,200千円

第6 特定他社接続回線に関する料金

- 1 削除
- 2 特定事業者の高速ディジタル伝送サービスに係るもの
 - (1) 適用

料金の適用については、第105条（特定他社接続回線に係る料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	料 金 の 適 用
ア 削除	削除
イ 特定他社接続回線に関する料金の減額	<p>特定他社接続回線の料金額については、(2)（料金額）の額から引込線1回線ごとに当社が別に定める額を減額して適用します。</p> <p>(注) 当社が別に定める額は下表のとおりとします。</p> <p>(ア) 削除 (イ) 削除 (ウ) 削除 (エ) 削除 (オ) 削除 (カ) 削除 (キ) 削除 (ク) 削除 (ケ) 削除 (コ) 削除</p>
ウ 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用	<p>長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金（加算額を除き、イ欄までの適用による場合には、適用した後の額とします。）の適用については、特定事業者の高速ディジタル伝送サービスに関する契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>

- (2) 料金額
 - (2) - 1 削除
 - (2) - 2 削除
 - (2) - 3 削除
 - (2) - 4 削除
 - (2) - 5 削除
- 3 削除
- 4 特定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るもの
 - (1) 適用

料金の適用については、第105条（特定他社接続回線に係る料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	料 金 の 適 用
特定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに関する料金表の適用	<p>次に掲げるものについては、特定事業者のIPルーティング網接続専用サービス（プラン2のものに限ります。以下この第6において同じとします。）に関する料金表の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(ア) IPルーティング網接続専用サービスの品目 (イ) 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合における料金の適用</p>

(2) 料金額

特定事業者の I P ルーティング網接続専用サービスに関する届出料金表に規定する料金額と同額

5 Colt テクノロジーサービス株式会社の専用サービスに係るもの

(1) 適用

料金の適用については、第105条（特定他社接続回線に係る料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	料金の適用
ア 特定事業者の専用サービスに関する料金表の適用	次に掲げるものについては、特定事業者の専用サービスに関する料金表の規定に準じて取り扱います。 (ア) 品目に係る料金の適用 (イ) 細目に係る料金の適用 (ウ) 回線距離の測定 (エ) 専用回線の終端の変更があった場合の料金の適用
イ 長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用	長期継続利用に係る特定他社接続回線の料金の適用については、第2（高速ディジタル伝送サービスに関する料金）1（適用）の表の（5）欄の規定に準じて取り扱います。

(2) 削除

第7 高速ディジタル伝送サービス及び特定他社接続回線に関する料金

高速ディジタル伝送サービス及び特定他社接続回線に関する料金の適用については、第2（高速ディジタル伝送サービスに関する料金）又は第6（特定他社接続回線に関する料金）の規定によるほか、高額利用又は特定高額利用に係る回線専用料等（特定他社接続回線については、基本額に限ります。）の割引の適用については、次のとおりとします。

1 特定他社接続回線に関するもの以外のもの

区分	料金の適用								
高額利用に係る回線専用料等の割引の適用	<p>ア 当社は、次の場合には、下表に規定する額の割引（以下「高額利用割引」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 1の専用回線（臨時専用契約に基づいて設置される専用回線並びに第2（高速ディジタル伝送サービスに関する料金）1（適用）の表の（2）欄で規定する「警察・消防」及び「新聞・放送・通信社」に係る料金の適用を受ける専用回線を除きます。以下この表について同じとします。）の回線専用料及び端末回線専用料の料金額（以下「割引対象料金額」とい）、第2（高速ディジタル伝送サービスに関する料金）1（適用）の表の（7）欄、（8）欄、（9）欄、（10）欄、（11）欄又は（12）欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。以下この表において同じとします。）が税抜価格100万円を超えるとき（(イ)に該当する場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 1の高額利用指定回線群（専用契約者が指定する2以上の専用回線（その専用契約者に係る専用回線に限ります。）により構成されるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引対象料金額の合計額が税抜価格100万円を超える場合であって、その専用契約者から申出があったとき。</p>								
割引額	<p>(ア) に規定する1の専用回線の割引対象料金額又は (イ) に規定する1の高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr></thead><tbody><tr><td>税抜価格100万円を超え税抜価格500万円までの部分</td><td>3%</td></tr><tr><td>税込価格500万円を超え税抜価格3,000万円までの部分</td><td>5%</td></tr><tr><td>税抜価格3,000万円を超える部分</td><td>7%</td></tr></tbody></table>	区分	割引率	税抜価格100万円を超え税抜価格500万円までの部分	3%	税込価格500万円を超え税抜価格3,000万円までの部分	5%	税抜価格3,000万円を超える部分	7%
区分	割引率								
税抜価格100万円を超え税抜価格500万円までの部分	3%								
税込価格500万円を超え税抜価格3,000万円までの部分	5%								
税抜価格3,000万円を超える部分	7%								

- イ 割引額の計算は、料金月単位で行います。
- ウ 高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額に対する高額利用割引は、専用契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。
- エ 当社は、専用契約者から、その高額利用指定回線群に新たに専用回線を追加する旨の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日からのその専用回線の割引対象料金額について、高額利用指定回線群を構成している専用回線をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその専用回線の割引対象料金額について、その高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額に含めるものとします。
- オ ウ又はエに規定する場合の高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額の対象となるその専用回線の割引対象料金額は、料金表通則10及び11（月額料金の日割）の規定に準じて取り扱います。
- カ 当社は、料金返還その他の場合において、高額利用指定回線群を構成する専用回線1回線当たりの割引対象料金額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。
- $$\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額} \\ \text{専用回線 1 回線} \quad \text{高額利用割引適用前} \quad \text{割引対象料金額の合計額} \\ \text{当たりの割引対象料金額} = \frac{\text{当該専用回線の割引対象料金額}}{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額}}$$
- キ カの場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群に係る割引対象料金額の合計額（消費税相当額を加算した額とします。）からその高額利用指定回線群を構成する全ての専用回線についてカの算式により算出した専用回線1回線当たりの割引対象料金額（消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する1の専用回線（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の割引対象料金額に加算するものとします。

2 特定他社接続回線に関するもの

区 分	料 金 の 適 用
特定高額利用に 係る回線専用料 等の割引の適用	<p>ア 当社は、次の場合には、下表に規定する額の割引（以下「特定高額利用割引」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 1の特定他社接続回線（臨時専用契約及び短期専用契約に関するもの及び特定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るもの）を除きます。以下この表において同じとします。）の基本額（第6（特定他社接続回線に関する料金）2（特定事業者の高速ディジタル伝送サービスに係るもの）（1）（適用）の表の適用による場合は、適用した後の料金額とします。以下この表に</p>

おいて同じとします。) に係る料金額を加算した額(以下「特定割引対象料金額」といいます。)が税抜価格100万円を超えるとき((イ)に該当する場合を除きます。)。

(イ) 1の特定高額利用指定回線群(特定他社接続回線に係る専用契約者が指定する特定他社接続回線(その専用契約者に係るものに限ります。以下この表において同じとします。)の合計が2以上の特定他社接続回線)に係る特定割引対象料金額の合計額が税抜価格100万円を超える場合であって、その専用契約者から申出があったとき。

割引額	(ア) に規定する1の特定他社接続回線の特定割引対象料金額又は(イ)に規定する1の特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額	
	区分	割引率
	税抜価格100万円を超える税抜価格500万円までの部分	3%
	税抜価格500万円を超える税抜価格3,000万円までの部分	5%
	税抜価格3,000万円を超える部分	7%

- イ 割引額の計算は、料金月単位で行います。
- ウ 特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額に対する特定高額利用割引は、特定他社接続回線に係る専用契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。
- エ 当社は、特定他社接続回線に係る専用契約者から、その特定高額利用指定回線群に新たに特定他社接続回線を追加する旨の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日からのその特定他社接続回線の特定割引対象料金額について、特定高額利用指定回線群を構成している特定他社接続回線をその特定高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその特定他社接続回線の特定割引対象料金額について、その特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額に含めるものとします。
- オ ウ又はエに規定する場合の特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額の対象となるその特定他社接続回線の割引対象料金額は、料金表通則10及び11(月額料金の日割)の規定に準じて取り扱います。
- カ 当社は、料金返還その他の場合において特定高額利用指定回線群を構成する特定他社接続回線1回線当たりの特定割引対象料金額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

<p>特定他社接続回線 1 回線当たりの特定割引対象の料金額</p>	$= \frac{\text{特定高額利用割引適用前の当該特定他社接続回線の特定割引対象料金額}}{\text{特定高額利用割引適用前の特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額}} \times \text{特定高額利用割引適用後の特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額}$
<p>キ 力の場合において、特定高額利用割引適用後の特定高額利用指定回線群に係る特定割引対象料金額の合計額（消費税相当額を加算した額とします。）からその特定高額利用指定回線群を構成する全ての特定他社接続回線について力の算式により算出した特定他社接続回線 1 回線当たりの特定割引対象料金額（消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を特定他社接続回線に係る専用契約者が指定する 1 の特定他社接続回線の特定割引対象料金額に加算するものとします。</p>	

第8 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する費用の適用については、第101条の 3（手続きに関する費用の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用	
(1) 回線新設の手続きに関する料金の適用	回線新設の手続きに関する料金は、アクセス専用サービス（MPLS-TP 品目に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る専用契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に適用します。
(2) アクセス回線の設定変更の手続きに関する料金の適用	設定変更の手続きに関する料金は、アクセス専用サービスに係る設定の変更に係る請求をし、その承諾を受けた場合に、アクセス回線の終端ごとに適用します。
(3) 回線終端装置の設定変更の手続きに関する料金の適用	<p>ア 回線終端装置の設定変更の手続きに関する料金は、回線終端装置に係る設定の変更に係る請求をし、その承諾を受けた場合に、回線終端装置ごとに適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次の場合は、回線終端装置の設定変更の手続きに関する料金の支払を要しません。</p> <p>(ア) その回線接続装置と接続しているアクセス回線（アクセス多重機能を利用している場合は代表回線に限ります。）の設定変更の手続きと同時に回線終端装置の設定変更の手続きを行うとき</p> <p>(イ) アクセス冗長機能により提供している予備の電気通信回線と接続する回線終端装置に係る回線終端装置の設定変更の手続きを行うとき</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
----	----	-----

		(税抜価格 (税込価格))
回線新設の手続きに関する料金	アクセス回線ごとに	30,000円 (33,000円)
アクセス回線の設定変更の手続きに関する 料金	アクセス回線の終端ごと に	10,000円 (11,000円)
回線終端装置の設定変更の手続きに関する 料金	回線終端装置ごとに	10,000円 (11,000円)

第2表 工事費

第1 高速ディジタル伝送サービス及び国際専用サービスに関するもの

1 適用

工事費の適用については、第101条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用													
(1) 工事費の適用等	<p>ア 工事費は、専用回線（その工事の対象となる部分に限りません。）の相互接続点、網内接続点、アクセスポイント又は端末回線ごとに適用します。</p> <p>イ 端末回線に係る工事費については、回線接続等工事費を除き、基本工事費と施工した工事に係る回線工事費、屋内配線工事費及び回線接続装置工事費を合計して算定します。</p> <p>ウ 1の端末回線に係る工事を施工する場合に、基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要するときは、回線接続等工事費の支払いを要しません。</p> <p>エ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の端末回線に係る工事を施工する場合は、1の端末回線を除く他の端末回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ 高速ディジタル伝送サービス（特定局間超高速品目に係るものに限ります。）については、工事費の支払いを要しません。</p>												
(2) 端末回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費の適用	<p>端末回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>工事費の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 端末回線工事費</td><td>端末回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) 端末回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td></tr> <tr> <td>エ 回線接続装置工事費</td><td>当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 回線接続等工事費</td><td>端局において端末回線の接続等に係る工事を要する場合に適用しま</td></tr> </tbody> </table>	区分	工事費の適用	ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。	イ 端末回線工事費	端末回線の工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) 端末回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	エ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。	オ 回線接続等工事費	端局において端末回線の接続等に係る工事を要する場合に適用しま
区分	工事費の適用												
ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。												
イ 端末回線工事費	端末回線の工事を要する場合に適用します。												
ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) 端末回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線												
エ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。												
オ 回線接続等工事費	端局において端末回線の接続等に係る工事を要する場合に適用しま												

	す。
(3) 専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転、回線相互接続、他社接続回線接続変更又はアクセス回線接続変更の場合の工事費の適用	専用サービスの品目等の変更の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、専用回線等の移転、他社接続回線接続変更又はアクセス回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、相互接続をする工事について、それぞれ、適用します。 ただし、専用回線等の移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合又は当社若しくは専用契約者の責めによらない理由により専用回線の端末回線又はアクセス回線の提供ができなくなったことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。
(4) 削除	削除
(5) 専用回線等の利用の一時中断の場合の工事費の適用	専用回線等の利用の一時中断が、当社又は専用契約者の責めによらない理由により専用回線の端末回線又はアクセス回線の提供ができなくなったことに伴うものである場合は、利用の一時中断及びその再取付に係る工事費の支払いを要しません。
(6) 同一の専用回線等について同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	同一の専用回線等について同時に2以上の工事を施工する場合は、1の相互接続点、網内接続点、端末回線、屋内配線又は回線接続装置ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとします。）を適用します。

2 工事費の額

専用回線の設置、専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転、端末設備の設置、回線相互接続、専用回線等の利用の一時中断若しくは再取付、他社接続回線接続変更、アクセス回線接続変更又はアクセスポイントにおける当社の電気通信サービスとの接続に関する工事

工事費

区分	分	単位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
(1) 専用回線の設置、専用サービスの品目等の変更、専用回線の移転専用回線の利用の一時中断若しくは再取付、他社接続回線接続変更、アクセス回線接続変更又はアクセスポイントにおける当社の電気通信サービスとの接続に関する相互接続点、網内接続点、専用回線の終端又はアクセスポイント関連工事	1の相互接続点、網内接続点、専用回線の終端又はアクセスポイントごとに	1,000円 (1,100円)	
(2) 専用回線の設置、専用サービ	基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)

スの品目等の変更、専用回線等の移転、端末設備の設置、回線相互接続又は専用回線等の利用の一時中断若しくは再取付に関する端末回線関連工事	回線工事費	1の端末回線ごとに 2,000円 (2,200円)
	屋内配線工事費	1の屋内配線ごとに 2,000円 (2,200円)
	回線接続装置工事費	1の回線接続装置ごとに 2,000円 (2,200円)
	回線接続等工事費	1の端末回線ごとに 1,000円 (1,100円)
	利用の一時中断又は再取付に係る工事費	1の端末回線ごとに 4,000円 (4,400円)
	(3) バックアップサービスⅠ又はバックアップサービスⅡ関連工事	1の相互接続点、網内接続点、専用回線の終端又はアクセスポイントごとに 専用回線に係る工事費と同額

備考 無線送受信装置の設置等について特別な工事を要する場合は、実費を支払っていただきます。

第2 アクセス専用サービス（MPLS-TP品目に係るものを除きます。）に関するもの

1 適用

工事費の適用については、第101条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用													
(1) 工事費の適用等	<p>ア 工事費は、アクセス回線の終端ごとに適用します。</p> <p>イ アクセス回線に係る工事費については、回線接続等工事費を除き、基本工事費と施工した工事に係る回線工事費、屋内配線工事費及び回線接続装置工事費を合計して算定します。</p> <p>ウ 1のアクセス回線に係る工事を施工する場合に、基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要するときは、回線接続等工事費の支払いを要しません。</p> <p>エ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上のアクセス回線に係る工事を施工する場合は、1のアクセス回線を除く他のアクセス回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ 特定局間超高速品目に係る電気通信回線と接続するアクセス専用サービスについては、工事費の支払いを要しません。</p>												
(2) アクセス回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費の適用	<p>アクセス回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費、回線接続装置工事費及び回線接続等工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>工事費の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ アクセス回線工事費</td><td>アクセス回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) アクセス回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td></tr> <tr> <td>エ 回線接続装置工事費</td><td>当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 回線接続等工事費</td><td>端局においてアクセス回線の接続等に係る工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	工事費の適用	ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。	イ アクセス回線工事費	アクセス回線の工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) アクセス回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	エ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。	オ 回線接続等工事費	端局においてアクセス回線の接続等に係る工事を要する場合に適用します。
区分	工事費の適用												
ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線接続装置工事費の支払いを要する場合に適用します。												
イ アクセス回線工事費	アクセス回線の工事を要する場合に適用します。												
ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) アクセス回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線												
エ 回線接続装置工事費	当社が提供する回線接続装置の工事を要する場合に適用します。												
オ 回線接続等工事費	端局においてアクセス回線の接続等に係る工事を要する場合に適用します。												
(3) 専用サービスの	専用サービスの品目等の変更の工事費は、変更後の品目等に対												

品目等の変更、専用回線等の移転又は回線相互接続の場合の工事費の適用	応する設備に関する工事について、専用回線等の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、相互接続をする工事について、それぞれ、適用します。 ただし、専用回線等の移転が、当社若しくは専用契約者の責めによらない理由によりアクセス回線の提供できなくなったことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。
(4) 専用回線等の利用の一時中断の場合の工事費の適用	専用回線等の利用の一時中断が、当社又は専用契約者の責めによらない理由によりアクセス回線の提供できなくなったことに伴うものである場合は、利用の一時中断及びその再取付に係る工事費の支払いを要しません。
(5) 同一の専用回線等について同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	同一のアクセス回線等について同時に2以上の工事を施工する場合は、1のアクセス回線の終端、屋内配線又は回線接続装置ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとします。）を適用します。
(6) 専用サービス取扱所内を終端とする専用回線に係る工事費の適用	専用回線の終端の場所を専用サービス取扱所（その専用回線の終端に対向する装置が設置されている専用サービス取扱所に限ります。）内とするものの回線工事費、屋内配線工事費及び回線接続装置工事費は2（工事費の額）の規定にかかわらず（税抜価格）2,000円（税込価格 2,200円）とします。
(7) 外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る工事費の適用	外国の電気通信事業者のアクセス専用サービスに係る工事費の適用については、当該外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に準ずるものとします。

2 工事費の額

(1) 専用回線の設置、専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転、端末設備の設置、回線相互接続又は専用回線等の利用の一時中断若しくは再取付に関する工事工事費

区分	単位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
専用回線の設置、専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転、端末設備の設置、回線相互接続又は専用回線等の利用の一時中断若しくは再取付に関するアクセス回線関連工事	基本工事費	1の工事ごとに 2,000円 (2,200円)
	アクセス回線工事費	1のアクセス回線の終端ごとに 2,000円 (2,200円)
	屋内配線工事費	1の屋内配線ごとに 40,000円 (44,000円)
	回線接続装置工事費	1の回線接続装置ごとに 10,000円 (11,000円)
	回線接続等工事費	1のアクセス回線の終端ごとに 1,000円 (1,100円)

利用の一時中断又 は再取付に係る工 事費	1のアクセス回線の終 端ごとに	4,000円 (4,400円)
備考 専用回線の設置等について特別な工事を要する場合は、実費を支払っていただきます。		

(2) 外国の電気通信事業者に係るもの

外国の電気通信事業者の定める契約約款等の規定に基づき算定した額

第3 特定他社接続回線（特定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係るもの）を除きます。）に関するもの

1 適用

工事費の適用については、第105条（特定他社接続回線に係る料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用						
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る回線接続等工事費を合計して算定します。					
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。					
(3) 回線接続等工事費の適用	回線接続等工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>工事費の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続等工事費</td><td>特定事業者の専用サービス取扱所の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>		区分	工事費の適用	回線接続等工事費	特定事業者の専用サービス取扱所の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。
区分	工事費の適用					
回線接続等工事費	特定事業者の専用サービス取扱所の主配線盤等において特定他社接続回線の接続等の工事を要する場合に適用します。					
(4) 特定他社接続回線の特定約款の規定による移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	特定他社接続回線の特定約款の規定による移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。					
(5) 特定他社接続回線の回線内速度設定に係る回線接続等工事費の適用	特定他社接続回線の回線内速度設定に係る回線接続等工事費は、2（工事費の額）の単位の規定によるほか、設定する速度単位ごとに適用します。					
(6) 割増工事費の適用	特定事業者は、特定他社接続回線に係る専用契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、特定事業者の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行なことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定の額にかかわらず、次表に規定する額とします。					
工事を施工する時間帯	割増工事費の額					
午後5時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から税抜価格1,000円を差し引いて1.3を乗じた額に税抜価格1,000円を加算した額					

	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜価格1,000円を差し引いて1.6を乗じた額に税抜価格1,000円を加算した額
(7) 工事費の減額適用	2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

2 工事費の額

特定他社接続回線の特定約款の規定による設置、品目若しくはサービスクラスの変更、移転、他社接続回線接続変更に関する工事

工事費

区分	単位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
(1) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
(2) 回線接続等工事費	引込線(相互接続点におけるものに限ります。) 1回線ごとに	1,000円 (1,100円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書に係るもの

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記16（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	料金の適用
支払証明書の発行手数料の適用	専用契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

備考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

料金表別表 1 削除

料金表別表 2 國際専用サービスの取扱地域

1 ~ 3 削除

4 超高速符号品目

専用料 (回線専用料)

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目			
		45Mb/s	150Mb/s	600Mb/s	2. 4Gb/s
ゾーン I	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	香港	28, 850	58, 300	—	99, 300
	大韓民国	28, 850	58, 300	—	—
	マレーシア	28, 850	58, 300	—	—
ゾーン II	シンガポール共和国	28, 850	58, 300	—	99, 300
	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円
	アラスカ	31, 350	63, 360	—	—
	アメリカ合衆国（アラスカ 及びハワイを除きます。）	31, 350	63, 360	83, 000	107, 900
ゾーン III	大洋州地方	千円	千円	千円	千円
	ハワイ	31, 350	63, 360	83, 000	107, 900
	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	40, 760	82, 370	—	139, 100
ゾーン IV	ドイツ連邦共和国	40, 760	82, 370	—	139, 100
	グレートブリテンおよび北 部アイルランド連合王国	40, 760	82, 370	—	139, 100

5 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定するもの

(1) 削除

(2) 超高速品目

専用料 (回線専用料)

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目			
		45Mb/s	150Mb/s	600Mb/s	2. 4Gb/s
ゾーン I	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	香港	36, 700	73, 900	96, 000	124, 800
	シンガポール共和国	36, 700	73, 900	96, 000	124, 800
	ゾーン II	千円	千円	千円	千円

	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ 及びハワイを除きます。）	32,100	64,700	84,000	109,200
ゾーンIII	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北 部アイルランド連合王国	千円 41,000 41,000 41,000	千円 83,000 83,000 83,000	千円 108,000 108,000 108,000	千円 140,400 140,400 140,400

備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは、
　　外国の電気通信事業者が、KDDI America, Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI
　　TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI
　　France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します
。

専用料（回線専用料） 専用回線1回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目			
		150Mb/s	300Mb/s	450Mb/s	600Mb/s
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ 及びハワイを除きます。）	千円 12,940	千円 14,240	千円 15,520	千円 16,800
ゾーンIII	ヨーロッパ地方 グレートブリテンおよび北 部アイルランド連合王国	千円 16,600	千円 —	千円 —	千円 21,600

備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは
、外国の電気通信事業者が、KDDI America, Inc. 又はKDDI Europe Ltd. のときに提供しま
す。

専用料（回線専用料） 専用回線1回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目		
		750Mb/s	900Mb/s	1Gb/s
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ 及びハワイを除きます。）	千円 17,220	千円 17,640	千円 18,060

ゾーンIII	ヨーロッパ地方 グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	千円 —	千円 —	千円 23,220
備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America, Inc. 又はKDDI Europe Ltd. のときに提供します。				

6 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定するもの

(1) 削除

(2) 超高速品目

サ 45 Mb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	香港 シンガポール	— 3,670	3,670 —	3,210 3,210	3,210 3,210	4,100 4,100	4,100 4,100	4,100 4,100
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	3,210	3,210	—	2,900	4,690	4,690	4,690
	大洋州地方	3,210	3,210	2,900	—	4,690	4,690	4,690
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	フランス共和国	4,100	4,100	4,690	4,690	—	2,690	2,690
	ドイツ連邦共和国	4,100	4,100	4,690	4,690	2,690	—	2,690
	グレートブリテンおよ	4,100	4,100	4,690	4,690	2,690	2,690	—

	び北部アイルランド連合王国							
--	---------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America. Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

シ 150M b/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーン I		ゾーン II		ゾーン III		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーン I	アジア地方	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	香港 シンガポール	— 7,390	7,390 —	6,470 6,470	6,470 6,470	8,300 8,300	8,300 8,300	8,300 8,300
ゾーン II	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		6,470	6,470	—	5,850	9,450	9,450	9,450
ゾーン III	ヨーロッパ地方	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国	8,300 8,300 8,300	8,300 8,300 8,300	9,450 9,450 9,450	9,450 5,400 5,400	— 5,400 5,400	5,400 — —	5,400 5,400 —

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America. Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS

、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

ス 600M b/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーン I		ゾーン II		ゾーン III		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーン I	アジア地方	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	香港 シンガポール	— 9,600	9,600 —	8,400 8,400	8,400 8,400	10,800 10,800	10,800 10,800	10,800 10,800
ゾーン II	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	万円 8,400 8,400	万円 8,400	万円 —	万円 7,600	万円 12,280	万円 12,280	万円 12,280
ゾーン III	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	万円 10,800 10,800 10,800	万円 10,800 10,800 10,800	万円 12,280 12,280 12,280	万円 12,280 7,020 7,020	万円 — 7,020 7,020	万円 7,020 — —	万円 7,020 7,020 —
備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。								

別表 専用サービスにおける基本的な技術的事項

- 1 削除
- 2 削除 3 削除
- 4 アクセス専用サービス

ア MPLS-TP品目（専用IF品目のものを除きます。）のもの

品目	物理的条件	相互接続回路
1Mb/s～10Mb/s	RJ45コネクタ（ISO/IEC標準8877準拠）	IEEE802.3 10BASE-T準拠
1Mb/s～100Mb/s	RJ45コネクタ（ISO/IEC標準8877準拠）	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠
1Mb/s～1Gb/s	RJ45コネクタ（ISO/IEC標準8877準拠）	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠
	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠
	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠
1Gb/s～10Gb/s	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠
備考		
アクセス多重機能を利用しているアクセス回線については、多重するアクセス回線の品目に係る符号伝送速度の合計をその伝送路インターフェースに係る品目とみなして取り扱います。		

イ MPLS-TP品目（専用IF品目のものに限ります。）のもの

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
1.536 Mb/s（注1）又は1.544Mb/s（注2）	ISO 標準IS10173準拠	1.544Mb/s	B8ZS符号	TTC標準JT-I.431a準拠

（注1）24マルチフレーム構成の場合

（注2）フレームなし構成の場合

5 國際専用サービス

ア 削除

イ 当社の電気通信回線と端末設備等との接続方式

（本方式は、基本的な接続方式を示しており、専用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件によることがあります。）

- (ア) 削除
- (イ) 削除
- (ウ) 削除
- (エ) 超高速符号品目

① 当社が回線接続装置を設置する場合

物理的条件	電気的条件	論理的条件
JIS規格C5412	ITU-T勧告G.703	ITU-T勧告G.704 (DS3フォーマット)

② 当社が回線接続装置を設置しない場合

物理的条件	伝送符号及びベアラ速度
JIS規格C5973準拠 (F04型単心光ファイバコネクタ)	NRZ 155.52Mb/s

附 則

この約款は、昭和61年10月24日から実施します。

ただし、別表1の規定中、横浜、浦和、千葉、静岡、京都及び神戸並びに高速ディジタル伝送サービスの品目のうち 3 M b/s については、当社が別に定める日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和61年12月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和62年9月20日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和63年2月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和63年3月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和63年3月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、昭和63年7月1日から実施します。

ただし、別表1の規定中、岡山、広島、山口、北九州、福岡、福山、岩国については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、昭和63年8月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和63年8月25日から実施します。

附 則

この改正規定は、昭和63年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成元年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成元年7月1日から実施します。
ただし、別紙の相互接続点において、水戸、土浦、前橋、浜松、岡崎、四日市、姫路については、当社が別に定める日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成2年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成3年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成4年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により長期継続利用を選択している高速ディジタル伝送サービスの専用回線については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定による3年利用に係る長期継続利用を選

択しているものとみなして取り扱います。

- 4 この改正規定実施前にこの改正規定による改正前の約款の規定により、長期継続利用の継続の申出があった高速ディジタル伝送サービスの専用回線については、その長期継続利用の満了日の翌日において、この改正規定による改正後の約款の規定による長期継続利用の種類の変更があったものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成7年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 高速ディジタル伝送サービスについては、この改正規定実施の日から平成8年2月29日までの間、第80条（最低利用期間）第3項及び料金表第1表（料金）第2類（高速ディジタル伝送サービスに関する料金）の第1の1の表の3）欄の右欄のクの規定は適用しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している

1.5Mb/sの品目に係る専用回線（Yインターフェースのもの、端末回線を有するもの並びに料金表第1表（料金）第1類（一般専用サービスに関する料金）の第1の1の表の1）欄で規定する「警察・消防」及び「新聞・放送・通信社」に係る料金の適用を受けるものを除きます。）は、この改正規定実施の日において、通常クラスに係る専用回線とみなします。

- 6 この改正規定実施の際現に、「DTS-Iインターフェースサービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により締結している専用契約については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社が締結した端末回線を有する専用回線に係る専用契約とみなします。

- 7 この改正規定中シングルクラスの専用回線に係る部分については、この改正規定実施の日から3年経過した時点で、その3年間の状況を勘案して、その提供条件について必要な見直しを行います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成8年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成9年4月1日前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成9年4月1日前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)
この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社と1.5
Mb/sに係るエコノミークラスの専用契約を締結している者は、この改正規定実施の日に
おいて、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と1.5Mb/sに係るシング
ルクラスの専用契約を締結しているものとみなします。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供している
高速ディジタル伝送サービスの1.5Mb/s シングルクラスの専用回線に関する取扱いは、次に
掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
回線専用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

専用料（回線専用料） 専用回線1回線ごとに

月額

距離区分		料金額（税抜価格）
回 線 距 離	30キロメートルまでのもの	2,000円
	40 "	41,000円
	50 "	71,000円
	60 "	109,000円
	70 "	137,000円
	80 "	160,000円
	90 "	181,000円
	100 "	200,000円
	120 "	226,000円
	140 "	254,000円
	160 "	279,000円
	160キロメートルを超えるもの	279,000円に 160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに19,700円を加えた額

附 則
(実施期日)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正料金表は、平成11年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、専用契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際（前項の特定他社接続回線については、同項の取扱いが終了した際とします。）現に、特定約款の規定により最低利用期間の適用を受けている特定他社接続回線については、引き続きこの改正規定による改正後の約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 4 この改正規定実施の際（第2項の特定他社接続回線については、同項の取扱いが終了した際とします。）現に、特定約款の規定により長期継続利用の適用を受けている特定他社接続回線については、引き続きこの改正規定による改正後の約款の該当の規定による長期継続利用の適用を受けるものとし、その長期継続利用の期間は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の契約者から要請のあった特定他社接続回線（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものを除きます。以下この附則において同じとします。）については、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、特定事業者の専用サービスに関する契約約款の規定により最低利用期間の適用を受けている特定他社接続回線（前項の規定によりなお従前のとおり取り扱う特定他社接続回線を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）については、引き続き改正後約款の該当の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、特定事業者の専用サービスに関する契約約款の規定により長期継続利用の適用を受けている特定他社接続回線については、引き続き改正後約款の該当の規定による長期継続利用の適用を受けるものとし、その長期継続利用の期間は、特定事業者がその長期継続利用の適用を開始した日から起算するものとします。
- 5 この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成12年10月1日より実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により当社とアクセス回線に係る専用契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定により当社とディジタル加入者無線方式によるアクセス回線に係る専用契約を締結しているものとみなします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスに関する料金額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 64Kb/sのもの

(ア) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）		
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防	
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円		2,000円

イ 128Kb/sのもの

(ア) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

ウ 192Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

エ 256Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

オ 384Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

カ 512Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

キ 768Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

ク 1Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

ケ 1.5Mb/sのもの

(ア) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2,000円	2,000円

コ 3Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）

	一 般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2, 000円	2, 000円

サ 4. 5Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一 般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2, 000円	2, 000円

シ 6Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一 般	新聞・放送・通信社・警察・消防
回線距離 30Kmまでのもの	2, 000円	2, 000円

（旧ケイディディ株式会社の国内専用サービス営業規約等の廃止）

4 旧ケイディディ株式会社（以下「旧会社」といいます。）の国内専用サービス営業規約（以下「旧国内専用規約」といいます。）及び国際専用回線サービス営業規約（以下「旧国際専用規約」といいます。）は、廃止します。

（旧国内専用規約及び旧国際専用規約の契約に関する経過措置）

5 この改正規定実施の際現に、旧国内専用規約の規定により旧会社との間で締結されている契約は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定による契約とみなします。なお、旧国内専用規約における契約と改正後約款における契約の対応関係については、下表のとおりとします。

旧国内専用規約における契約	改正後約款における契約
高速ディジタル伝送サービスに係る国内専用契約であって下欄以外のもの	高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約
高速ディジタル伝送サービスに係る国内専用契約であって端末回線（有線電気通信設備によるものであって、その端末回線の一端の設置場所がその端末回線を収容する端局と同一の地域内にある場合のものに限ります。）の部分に係るもの	有線電気通信設備によるアクセス専用サービスに係る専用契約

6 削除

7 この改正規定実施の際現に、旧国内専用規約の規定により最低利用期間の適用を受けている専用回線については、引き続きこの改正後約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、旧会社がその専用回線の提供を開始した日から起算するものとします。

8 この改正規定実施の際現に、旧国内専用規約の規定により提供している旧国際電信電話株式会社の旧国内専用回線サービス契約約款による定期使用に係る国内専用回線使用契約に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後約款の規定に準ずるものとします。

- 1) 当社は、使用期間の変更の請求を承諾しません。
- 2) 定期使用に係る専用契約者は、使用期間の満了前に専用契約の解除があった場合は、その残余の期間に対応する専用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

9 この改正規定実施の際現に、旧国際専用規約の規定により旧会社との間で締結されている契約は、この改正約款実施の日において、改正後約款に規定する契約とみなします。なお、

旧国際専用規約における契約と改正後約款における契約の対応関係については、下表のとおりとします。

旧国際専用規約における契約	改正後約款における契約
国際専用回線サービスに係る国際専用回線 使用契約	国際専用サービスに係る専用契約
専用地球局経由サービスに係る国際専用回 線使用契約	専用地球局経由サービスに係る専用契約

- 10 この改正規定実施の際現に、旧国際専用規約の規定により最低利用期間の適用を受けている専用回線については、引き続きこの改正後約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、旧会社がその専用回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 11 この改正規定実施の際現に、旧国際専用規約の規定により定期使用に係る専用契約を締結している者は、改正後約款の実施後においても、その使用期間が満了するまでの間は、旧国際専用規約による専用サービスの提供を受けることができます。
- 12 この改正規定実施の際現に、旧国内専用規約の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスに関する料金額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(1) (2) 以外のもの

ア 削除

イ I インタフェースのもの

(ア) 基本回線専用料：端末回線以外の部分

① 64 K b/s のもの

(a) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回 線 距 離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・ 警察・消防
30	キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円
40	"	11, 000円	9, 000円
50	"	16, 000円	14, 000円
60	"	20, 000円	17, 000円
70	"	23, 000円	19, 000円
80	"	25, 000円	22, 000円
90	"	28, 000円	23, 000円
100	"	31, 000円	26, 000円
120	"	33, 000円	28, 000円
140	"	36, 000円	31, 000円
160	"	38, 000円	32, 000円
180	"	38, 500円	32, 000円に 160キロメー トルを超える20キロメー
200	"	39, 000円	トルまでごとに 1, 300円
300	"	40, 000円	

	300キロメートルを超えるもの	40,000円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに 3,500円を加えた額	を加えた額
--	-----------------	---	-------

(b) エコノミークラス又はシンプルクラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	エコノミークラス	シンプルクラス
40 "	8,000円	6,000円
50 "	8,500円	6,000円
60 "	9,000円	7,000円
70 "	10,000円	7,000円
80 "	11,000円	7,500円
90 "	11,000円	8,000円
100 "	12,000円	8,000円
120 "	13,500円	9,000円
140 "	15,000円	10,000円
160 "	16,000円	11,000円
180 "	16,300円	11,300円
200 "	16,600円	11,600円
300 "	17,000円	12,000円
300キロメートルを超えるもの	17,000円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに 6,000円を加えた額	12,000円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに 3,600円を加えた額

② 128Kb/sのもの

(a) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30キロメートルまでのもの	2,000円	2,000円
40 "	12,000円	10,000円
50 "	17,000円	15,000円
60 "	21,000円	18,000円
70 "	25,000円	21,000円
80 "	28,000円	24,000円
90 "	31,000円	26,000円
100 "	34,000円	29,000円
120 "	38,000円	32,000円
140 "	42,000円	36,000円
160 "	46,000円	39,000円
180 "	48,000円	39,000円に 160キロメートルまでごとに 6,000円を加えた額

200	"	50,000円	トルを超える20キロメートルまでごとに2,500円を加えた額
300	"	53,200円	
300キロメートルを超えるもの		53,200円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに 7,000円を加えた額	

(b) エコノミークラス又はシンプルクラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		エコノミークラス	シンプルクラス
40	"	12,000円	12,000円
50	"	17,000円	12,500円
60	"	18,500円	13,500円
70	"	20,000円	14,000円
80	"	21,000円	15,000円
90	"	22,500円	16,000円
100	"	24,000円	16,500円
120	"	27,000円	18,000円
140	"	30,000円	19,500円
160	"	32,500円	21,000円
180	"	33,500円	21,500円
200	"	34,500円	22,000円
300	"	36,000円	23,000円
300キロメートルを超えるもの		36,000円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに9,100円を加えた額	23,000円に 300キロメートルを超える 100キロメートルまでごとに 7,200円を加えた額

③ 192Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30キロメートルまでのもの		2,000円	2,000円
40	"	42,000円	35,000円
50	"	57,000円	48,000円
60	"	82,000円	70,000円
70	"	92,000円	78,000円
80	"	102,000円	86,000円
90	"	107,000円	91,000円
100	"	114,000円	97,000円
120	"	120,000円	102,000円
140	"	131,000円	111,000円
160	"	135,000円	115,000円

180	"	138,000円	115,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに3,500円を加えた額
200	"	141,000円	
300	"	144,000円	
300キロメートルを超えるもの		144,000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに11,500円を加えた額	

(4) 256Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
	30キロメートルまでのもの	2,000円	2,000円
40	"	43,000円	36,000円
50	"	58,000円	49,000円
60	"	83,000円	71,000円
70	"	93,000円	79,000円
80	"	103,000円	87,000円
90	"	108,000円	92,000円
100	"	115,000円	98,000円
120	"	121,000円	103,000円
140	"	132,000円	112,000円
160	"	138,000円	117,000円
180	"	142,000円	117,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに4,500円を加えた額
200	"	147,000円	
300	"	151,400円	
300キロメートルを超えるもの		151,400円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに14,800円を加えた額	

(5) 384Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
	30キロメートルまでのもの	2,000円	2,000円
40	"	44,000円	37,000円
50	"	59,000円	50,000円
60	"	84,000円	72,000円
70	"	94,000円	80,000円
80	"	104,000円	88,000円
90	"	113,000円	96,000円
100	"	121,000円	102,000円

120	"	132,000円	112,000円
140	"	144,000円	123,000円
160	"	150,000円	128,000円
180	"	156,000円	128,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに7,100円を加えた額
200	"	162,000円	
300	"	169,000円	
300キロメートルを超えるもの		169,000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに23,200円を加えた額	

(6) 512Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30キロメートルまでのもの		2,000円	2,000円
40	"	45,000円	38,000円
50	"	60,000円	51,000円
60	"	87,000円	74,000円
70	"	101,000円	86,000円
80	"	115,000円	98,000円
90	"	124,000円	105,000円
100	"	135,000円	115,000円
120	"	150,000円	128,000円
140	"	164,000円	140,000円
160	"	170,000円	145,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに10,000円を加えた額
180	"	178,000円	
200	"	187,000円	
300	"	195,200円	
300キロメートルを超えるもの		195,200円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに32,800円を加えた額	

(7) 768Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30キロメートルまでのもの		2,000円	2,000円
40	"	46,000円	39,000円
50	"	61,000円	52,000円
60	"	92,000円	78,000円
70	"	112,000円	95,000円

80	"	130, 000円	111, 000円
90	"	146, 000円	124, 000円
100	"	160, 000円	136, 000円
120	"	181, 000円	154, 000円
140	"	202, 000円	172, 000円
160	"	223, 000円	190, 000円
180	"	235, 000円	190,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに14,400円を加えた額
200	"	248, 000円	
300	"	261, 800円	
300キロメートルを超えるもの		261,800円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに47,300円を加えた額	

(8) 1 Mb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30	30キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円
40	"	47, 000円	40, 000円
50	"	62, 000円	53, 000円
60	"	95, 000円	81, 000円
70	"	124, 000円	105, 000円
80	"	149, 000円	127, 000円
90	"	173, 000円	147, 000円
100	"	193, 000円	164, 000円
120	"	223, 000円	190, 000円
140	"	255, 000円	217, 000円
160	"	284, 000円	241, 000円
180	"	300, 000円	241,000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに21,600円を加えた額
200	"	316, 000円	
300	"	320, 000円	
300キロメートルを超えるもの		320,000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに69,800円を加えた額	

(9) 1. 5 Mb/s のもの

(a) 通常クラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

回	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30	30キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円

線 距 離	40	"	60, 000円	51, 000円
	50	"	86, 000円	73, 000円
	60	"	130, 000円	111, 000円
	70	"	168, 000円	143, 000円
	80	"	200, 000円	170, 000円
	90	"	230, 000円	196, 000円
	100	"	256, 000円	218, 000円
	120	"	295, 000円	251, 000円
	140	"	336, 000円	286, 000円
	160	"	374, 000円	318, 000円
	180	"	396, 000円	318,000円に160キロメー トルを超える20キロメー トルまでごとに27,500円 を加えた額
	200	"	418, 000円	
	300	"	442, 000円に300キロメー トルを超える 100キロメー トルまでごとに90,400 円を加えた額	
	300キロメートルを超えるもの		442,000円に300キロメー トルを超える 100キロメー トルまでごとに90,400 円を加えた額	

(b) エコノミークラス又はシンプルクラスのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

回 線 距 離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		エコノミークラス	シンプルクラス
40	"	60, 000円	60, 000円
50	"	86, 000円	86, 000円
60	"	130, 000円	130, 000円
70	"	168, 000円	140, 500円
80	"	200, 000円	148, 000円
90	"	225, 000円	156, 000円
100	"	239, 000円	164, 000円
120	"	267, 000円	179, 000円
140	"	295, 000円	195, 000円
160	"	324, 000円	210, 500円
180	"	332, 000円	217, 000円
200	"	339, 000円	224, 000円
300	"	346, 000円	232, 000円
300キロメートルを超えるもの		346,000円に300キロメー トルを超える 100キロメー トルまでごとに 103,500円を 加えた額	232,000円に300キロメー トルを超える 100キロメー トルまでごとに 74,000円を 加えた額

⑩ 3Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）	
	一般	新聞・放送・通信社・ 警察・消防

回線距離	30キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円
	40 "	140, 000円	119, 000円
	50 "	195, 000円	166, 000円
	60 "	271, 000円	230, 000円
	70 "	338, 000円	287, 000円
	80 "	395, 000円	336, 000円
	90 "	442, 000円	376, 000円
	100 "	490, 000円	417, 000円
	120 "	556, 000円	473, 000円
	140 "	632, 000円	537, 000円
	160 "	699, 000円	594, 000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに48,500円を加えた額
	180 "	740, 000円	
	200 "	788, 000円	
	300 "	838, 000円	
300キロメートルを超えるもの		838, 000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに159,600円を加えた額	

(11) 4. 5 Mb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

回線距離	距離区分	料金額（税抜価格）	
		一般	新聞・放送・通信社・警察・消防
30キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円	
40 "	164, 000円	139, 000円	
50 "	226, 000円	192, 000円	
60 "	332, 000円	282, 000円	
70 "	418, 000円	355, 000円	
80 "	495, 000円	421, 000円	
90 "	562, 000円	478, 000円	
100 "	630, 000円	536, 000円	
120 "	716, 000円	609, 000円	
140 "	822, 000円	699, 000円	
160 "	908, 000円	772, 000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに65,300円を加えた額	
180 "	966, 000円		
200 "	1, 026, 000円		
300 "	1, 090, 000円		
300キロメートルを超えるもの	1, 090, 000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに215,000円を加えた額		

(12) 6 Mb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料金額（税抜価格）		
	一般	新聞・放送・通信社・警察・消防	
30キロメートルまでのもの	2, 000円	2, 000円	
40 "	192, 000円	163, 000円	
50 "	272, 000円	231, 000円	
60 "	387, 000円	329, 000円	
70 "	502, 000円	427, 000円	
80 "	589, 000円	501, 000円	
90 "	675, 000円	574, 000円	
100 "	752, 000円	639, 000円	
120 "	858, 000円	729, 000円	
140 "	973, 000円	827, 000円	
160 "	1, 088, 000円	925, 000円に160キロメートルを超える20キロメートルまでごとに78, 400円を加えた額	
180 "	1, 160, 000円		
200 "	1, 230, 000円		
300 "	1, 304, 000円		
300キロメートルを超えるもの	1, 304, 000円に300キロメートルを超える100キロメートルまでごとに258, 200円を加えた額		

(2) 臨時専用契約に関するもの

専用料（回線専用料、端末回線専用料又は回線終端装置専用料）

料金額（税抜価格）	日額
(2) 以外のもの) の料金額の10分の1	

13 削除

14 この改正規定実施の際現に、旧国内専用規約の規定により長期継続利用の適用を受けている国内専用回線については、引き続き改正後約款の規定による長期継続利用の適用を受けるものとし、その長期継続利用の期間は、旧会社がその国内専用回線の提供を開始した日から起算するものとします。

15 この改正規定実施の際現に、旧会社の旧国際専用規約の規定により、定期使用に係る専用契約に係る国際専用回線は、改正後約款の規定による長期継続利用（その定期使用に係る使用期間に対応する長期継続利用期間に係る種類のものとします。）の適用を受けるものとし、その長期継続利用の期間は、旧会社がその定期使用に係る国際専用回線の提供を開始した日から起算するものとします。

16 この改正規定実施の際現に、旧国際専用規約の規定により提供している国際専用回線使用契約に係る国内回線部分の料金額は、次のとおりとします。

ア 多重国内回線部分以外のもの

専用料（回線専用料）

1回線ごとに月額

品目	料金 (税抜価格)
56Kb/s	88, 000円

64Kb/s	88,000円
128Kb/s	117,000円
192Kb/s	137,000円
256Kb/s	154,000円
384Kb/s	181,000円
512Kb/s	204,000円
768Kb/s	239,000円
1.024Mb/s	268,000円
1.152Mb/s	280,000円
1.5Mb/s	316,000円
2Mb/s	345,000円

備考 上表において、2Mb/sの品目は、2.048メガビット/秒による符号伝送が可能なものを除きます。

イ 多重国内回線部分の専用料

アに掲げる専用料を適用します。この場合において、表中「品目」とあるのは「多重国内回線部分の品目」と読み替えます。

(この改正規定実施前に行った手続き等の効力等)

- 11 この改正規定実施前に、旧国内専用規約又は旧国際専用規約の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 12 この正規定実施の際現に、旧国内専用規約又は旧国際専用規約の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。
- 13 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 14 この改正規定実施前に、改正前約款、旧国内専用規約及び旧国際専用規約の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 15 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成13年4月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成13年6月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成13年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の契約者から要請のあった特定他社接続回線については、この改正規定の規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおり取り扱います。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおり取り扱います。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は平成13年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)
この改正規定は平成13年9月1日より実施します。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則
(実施時期)
- 1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供している国際専用サービス（高速符号品目のものに限ります。）については、料金表通則30の規定は適用しません。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年4月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供し
ている国際専用サービスに係る回線終端装置の料金は、次のとおりとします。

専用料（回線終端装置専用料）

月額

種類	単位	料金額 (税抜価格)
56Kb/s又は64Kb/s用	1台ごとに	20,000円
128Kb/s、192Kb/s、256Kb /s、768Kb/s、1.024Mb/s、 1.152Mb/s、1.5Mb/s又は2M b/s用	1台ごとに	25,000円
6Mb/s用	1台ごとに	27,000円

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年12月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年12月20日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年1月7日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に定める（料金前払いに伴う料金の減額）の規定により料金の一時払いを行った専用契約者に係る専用サービスについて、支払いを受けた料金の対象機間の終了前に次の場合が生じたときは、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分		料 金 の 取 扱 い
専用サービスの品目等の変更 、専用回線等の移転又は専用 サービスの料金の改定等料金 の変更があったとき。	月額料金の額が 増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料 金を一時払いがなされなかつものと みなして算定し、その額を料金支払時 に適用した割引率で減額した額と支払 いを受けた料金額との差額を支払って いただきます。
	月額料金の額が 減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料 金を一時払いがなされなかつものと みなして算定し、その額を料金支払時 に適用した割引率で減額した額と支払 いを受けた料金額との差額を返還しま す。
専用契約者が現に利用してい る専用サービスに係る専用契 約（臨時専用契約を除きます 。以下この表において同じと します。）を解除すると同時に、 新たに専用契約を締結してその区間で専用サービスの 提供を受けるとき。	新たに提供を 受ける専用サ ービスの料金 の額が、解除 する専用サ ービスの料金 の額より多いと き。	支払いを受けた料金の対象期間の初日 から契約の解除等があった日の前日ま での解除された専用サービスの料金及 び契約の解除等があった日から支払い を受けた料金の対象期間の終日までの 新たに提供を受ける専用サービスの料 金を一時払いがなされなかつものと みなして算定し、その額を料金支払時 に適用した割引率で減額した額と支払 いを受けた料金額との差額を支払って いただきます。

	新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から契約の解除等があった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び契約の解除等があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受ける専用サービスの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
専用回線の接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
専用契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかつたものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

3 この附則の2の場合を除いて、その月額料金を日割で算定する場合（これに準じた算定をする場合を含みます。）は、料金の一時払いがなされなかつたものとみなします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定するバックアップサービスは、この改正規定実施の日において、バックアップサービスIとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年3月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社と下表の左欄の専用サービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社イーサネット通信サービス契約約款の規定により下表の右欄のイーサネット通信サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

ケーヴィエイチ・テレコム株式会社の専用サービス（イーサネット品目のみに限ります。）	第2種イーサネット通信サービス（特定他社接続回線（ケーヴィエイチ・テレコム株式会社に係るものに限ります。）を利用するものに限ります。）
---	---

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月14日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年1月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年11月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。
(整理品目に関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。
(その他)
- 2 平成21年1月1日付けの附則第2項を削除します。
(料金等の支払に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記16の（2）の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
(整理品目に関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年3月31日までに、アクセス専用サービス（MPLS-TP品目（45Mb/s又は1
50Mb/sのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がその承諾をした
場合には、平成24年4月1日以降で当社が指定する日からその提供を開始します。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
- 2 削除
(アクセス専用サービスの一部廃止)
- 3 削除（附則の改正）
- 4 次表に定める規定は削除します。

平成12年10月1日付附則	(1) 第6項 (2) 第12項第1号のア (3) 第13項
平成19年4月1日付附則	(1) 第2項 (2) 第3項 (3) 第4項
平成21年1月1日付附則	第3項
平成23年7月1日付附則	(1) 第2項

	(2) 第3項 (3) 第4項 (4) 第5項
--	-------------------------------

5 次の規定は削ります。

- (1) 附則別冊1、附則別冊2、附則別冊3及び附則別冊4
- (2) 平成12年10月1日付附則第5項の表中「一般専用サービスに係る国内専用契約」欄
- (3) 削除
- (4) 平成12年10月1日付附則第16項中「1) 国内回線部分の専用料」(見出し部分に限る。)
- (5) 平成13年10月1日付附則第4項
(経過措置)

6 削除

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成12年10月1日付附則第12項第2号中「専用料（回線専用料、端末回線専用料若しくは回線終端装置専用料）又は付加専用料（分岐料）」とあるのは「専用料（回線専用料、端末回線専用料又は回線終端装置専用料）」に改めます。
- 3 平成15年1月7日付附則第2項の表中「専用回線の分岐若しくは分岐の廃止、専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転又は専用サービスの料金の改定等料金の変更があったとき。」とあるのは「専用サービスの品目等の変更、専用回線等の移転又は専用サービスの料金の改定等料金の変更があったとき。」に改めます。
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成26年6月1日付附則第3項を削り、及び第2項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 削除
- 3 削除
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成25年1月1日付附則第6項、平成27年4月1日付附則第3項並びに平成28年4
月1日付附則第2項及び第3項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表に定める規定は削除します。

平成25年1月1日付附則	(1) 第2項 (2) 第3項 (3) 第5項3号
--------------	---------------------------------

(経過措置)

- 3 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）の規定により当社が提供している次表の左欄の国際専用サービスに係る高速符号品目は、この改正規定実施の日において次表の右欄の国際専用サービス（以下この附則において「旧国際専用サービス」といいます。）に係る高速符号品目（以下この附則において「旧高速符号品目」といいます。）に移行したものとします。

国際専用サービス 高速符号品目	旧国際専用サービス 旧高速符号品目
--------------------	----------------------

- 3 前項の規定により提供する旧高速符号品目の提供条件は、次に掲げるものを除き、なお従前のとおりとします。

(1) 旧高速符号品目に関する料金

ア 適用

料金の適用については、第100条（専用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	料 金 の 適 用	
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。 旧高速符号品目	
品 目	内 容	

	56Kb/s	56キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	64Kb/s	64キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	128Kb/s	128キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	192Kb/s	192キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	256Kb/s	256キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	384Kb/s	384キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	512Kb/s	512キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	768Kb/s	768キロビット／秒による符号伝送が可能なものの
	1.024Mb/s	1.024メガビット／秒による符号伝送が可能なものの
	1.152Mb/s	1.152メガビット／秒による符号伝送が可能なものの
	1.5Mb/s	1.536メガビット／秒又は1.544メガビット／秒による符号伝送が可能なものの
	2Mb/s	1.920メガビット／秒、1.984メガビット／秒又は2.048メガビット／秒による符号伝送が可能なものの
	6Mb/s	6.144メガビット／秒による符号伝送が可能なものの
	備考	
	<p>1 高速符号品目の64Kb/sについては、外国の電気通信事業者の事情により56キロビット／秒による符号伝送が可能なものとして提供することができます。</p> <p>2 高速符号品目には、双方向の伝送が可能なものと送信又は受信のいずれか片方向のみの伝送が可能なものとがあります。</p> <p>3 高速符号品目における双方向又は片方向の別（片方向のものについては送信又は受信の別を含みます。）は変更することができません。</p> <p>4 臨時専用契約に係る専用回線においては、品目の変更は行えません。</p>	
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 国際専用サービス（臨時専用契約に係るもの及び専用地球局によるものを除きます。）には、料金の返還条件により、次の細目があります。</p> <p>ただし、第2種特別条件は、予備の端末回線及び予備の他社接続回線等を設置する高速符号品目に限り提供します。</p> <p>(ア) 第1種特別条件が適用されるもの（超高速符号品目を除きます。）</p> <p>(イ) 第2種特別条件が適用されるもの（予備の国際回線部分を除きます。）</p> <p>(ウ) それ以外のもの</p> <p>イ 当社は、第1種特別条件及び第2種特別条件が適用される国際専用サービスにおいて、当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、専用契約者がその専用契約に係る電気通信設備（当社が設置したものに限ります。）を利用することができない場合には、第100条（専用料等の支払義務）の規定により支払を要しないこととされた額に加え、その利用することができなかつた時間（その事を当社が確認した時刻から、その電気通信設備を利用するこ</p>	

	<p>とが可能となったことを当社が確認した時刻までとします。) を1料金月単位に累積した時間(以下「累積障害時間」といいます。)に応じて、利用することができなかつた電気通信設備の専用料等に、下表に定める返還率を乗じて得た額を、減額又は返還します。</p> <p>ただし、その原因が、当社があらかじめ通知したものについては、適用しません。</p> <p>(ア) 第1種特別条件が適用されるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>累積障害時間</th> <th>返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45分未満</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>45分以上120分未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>120分以上360分未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>360分以上</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第2種特別条件が適用されるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>累積障害時間</th> <th>返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分未満</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>15分以上30分未満</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>30分以上</td> <td>2.5%に追加30分までごとに2.5%を加算した率</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により計算して得た額と、第100条(専用料等の支払義務)の規定により支払を要しないこととされた額の合計額を専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、当社が返還する額は、当該専用回線に係る当該料金月の専用料等を限度とします。</p> <p>エ 料金の返還条件による細目は、変更することができません。</p> <p>(3) 長期継続利用に係る回線専用料の適用</p> <p>ア 当社は、専用契約者から、当該専用契約に係る専用回線について、下表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における回線専用料については、2(料金額)に規定する額の合計額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には、下表の種類があり、あらかじめ、いずれか1の種類を選択していただきます。</p> <p>(ア) 超高速符号品目以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>回線専用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2(料金額)に規定する額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 5年利用</td> <td>5年間</td> <td>2(料金額)に規定する額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	累積障害時間	返還率	45分未満	0%	45分以上120分未満	10%	120分以上360分未満	20%	360分以上	35%	累積障害時間	返還率	15分未満	0%	15分以上30分未満	2.5%	30分以上	2.5%に追加30分までごとに2.5%を加算した率	種類	継続して利用する期間	回線専用料の減額(月額)	(ア) 3年利用	3年間	2(料金額)に規定する額に0.05を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2(料金額)に規定する額に0.10を乗じて得た額
累積障害時間	返還率																											
45分未満	0%																											
45分以上120分未満	10%																											
120分以上360分未満	20%																											
360分以上	35%																											
累積障害時間	返還率																											
15分未満	0%																											
15分以上30分未満	2.5%																											
30分以上	2.5%に追加30分までごとに2.5%を加算した率																											
種類	継続して利用する期間	回線専用料の減額(月額)																										
(ア) 3年利用	3年間	2(料金額)に規定する額に0.05を乗じて得た額																										
(イ) 5年利用	5年間	2(料金額)に規定する額に0.10を乗じて得た額																										

イ 料金額

(ア) 臨時専用契約以外の契約に関するもの

① 國際回線部分の本邦側回線の部分

(I) (II) 及び (III)

(i) 旧高速符号品目のもの

a 双方向のもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

品目	料金額				
	取扱地域がゾーンIのもの	取扱地域がゾーンIIのもの	取扱地域がゾーンIIIのもの	取扱地域がゾーンIVのもの	取扱地域がゾーンVのもの
56kb/s	550千円	590千円	770千円	890千円	—
64kb/s	550千円	590千円	770千円	890千円	—
128kb/s	840千円	910千円	1,180千円	1,370千円	—
192kb/s	1,090千円	1,180千円	1,530千円	1,770千円	—
256kb/s	1,300千円	1,410千円	1,850千円	2,130千円	—
384kb/s	1,670千円	1,810千円	2,350千円	2,720千円	—
512kb/s	2,000千円	2,170千円	2,830千円	3,260千円	—
768kb/s	2,590千円	2,810千円	3,660千円	4,220千円	—
1.024Mb/s	2,700千円	2,930千円	3,820千円	4,410千円	—
1.152Mb/s	2,910千円	3,160千円	4,110千円	4,750千円	—
1.5Mb/s	3,480千円	3,780千円	4,920千円	5,680千円	—
2Mb/s	4,010千円	4,350千円	5,660千円	6,530千円	2,970千円
6Mb/s	8,520千円	9,260千円	12,050千円	13,900千円	—

b 片方向のもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

56Kb/s	390千円	420千円	540千円	630千円
64Kb/s	390千円	420千円	540千円	630千円
128Kb/s	590千円	640千円	830千円	960千円
192Kb/s	770千円	830千円	1,080千円	1,240千円
256Kb/s	910千円	990千円	1,300千円	1,500千円
384Kb/s	1,170千円	1,270千円	1,650千円	2,910千円
512Kb/s	1,400千円	1,520千円	1,990千円	2,290千円
768Kb/s	1,820千円	1,970千円	2,570千円	2,960千円
1.024Mb/s	1,890千円	2,060千円	2,680千円	3,090千円
1.152Mb/s	2,040千円	2,220千円	2,880千円	3,330千円
1.5Mb/s	2,440千円	2,650千円	3,450千円	3,980千円
2Mb/s	2,810千円	3,050千円	3,970千円	4,580千円
6Mb/s	5,970千円	6,490千円	8,440千円	9,730千円

(II) 予備の国際回線部分

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

料	金	額
(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の10分の6		

(III) 異経路の取扱いに係る国際回線部分

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

料	金	額
(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の10分の9		

② 端末回線の部分

専用料（端末回線専用料）

端末回線 1 回線ごとに月額

料金種別	料金額
64Kb/s 又は 128Kb/s のもの	36,000円
192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は 1.5Mb/s のもの	83,000円
3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s のもの	123,000円

③ 付加専用料

付加専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

料金種別	料金額
予備の国際回線部分の付加専用料	20,000円
回線区間変更の取扱いの付加専用料	130,000円
予備の端末回線の付加専用料（料金返還条件に係る細目が第2種特別条件によるものを除きます。）	20,000円
料金返還における特別条件に係る付加専用料	120,000円

④ 端末設備の部分

a 屋内配線の部分

端末設備専用料（屋内配線専用料）

月額

種類	単位	料金額
配線設備	ア 次の線路（ジャック及びローゼットを含みます。）をいいます。 (ア) 専用回線の端末回線の終端から 1 のジャック又はローゼットまでの間の線路 (イ) 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の線路 イ 配線設備には、次の種類があります。 (ア) メタル配線 (イ) 光配線	1 配線ごとに 60 円 1 配線ごとに 2,000 円
備考 専用回線の端末回線に限り提供します。		

b 回線接続装置の部分

端末設備専用料（回線接続装置専用料）

月額

種類	単位	料金額
回線接続装置	ア 取扱所伝送設備との間で信号の送受信及び変換の機能を有するものをいいます。 イ 回線接続装置には、次の種類があります。 (ア) 56Kb/s、64Kb/s 又は 128Kb/s 用（メタル配線によるもの） (イ) 56Kb/s、64Kb/s、128Kb/s、192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用（光配線によるもの）	1 台ごとに 6,700 円 1 台ごとに 19,000 円

(ウ) 45Mb/s 又は150Mb/s 用	1台ごとに	75,000円
備考 専用回線の端末回線に限り提供します。		

c その他の端末設備（当社が選定する端末設備）

- i) 初使用料
別に定める額
- ii) 繼続使用料
別に定める額
- iii) 解除料
別に定める額

⑤ 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定するもの

- (I) (II) 及び (III)
旧高速符号品目るもの

専用料（回線専用料） 専用回線 1回線ごとに月額

品 目	料 金 領		
	取扱地域がゾーンIのもの	取扱地域がゾーンIIのもの	取扱地域がゾーンIIIのもの
56Kb/s	990千円	970千円	1,030千円
64Kb/s	990千円	970千円	1,030千円
128Kb/s	1,620千円	1,530千円	1,720千円
192Kb/s	2,150千円	2,070千円	2,310千円
256Kb/s	2,560千円	2,460千円	2,910千円
384Kb/s	3,310千円	3,230千円	3,890千円
512Kb/s	3,920千円	3,790千円	4,780千円
768Kb/s	5,150千円	4,940千円	6,200千円
1.024Mb/s	5,790千円	5,610千円	7,220千円
1.152Mb/s	5,790千円	5,610千円	7,220千円
1.5Mb/s	7,720千円	7,320千円	9,700千円
2Mb/s	8,920千円	8,420千円	10,700千円

(II) 予備の国際回線部分

専用料（回線専用料） 専用回線 1回線ごとに月額

料 金 領
(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の10分の6

(III) 異経路の取扱いに係る国際回線部分

専用料（回線専用料） 専用回線 1回線ごとに月額

料 金 領
(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の10分の9

⑥ 外国の電気通信事業者の提供区間ににおいて、当社が料金設定するもの

- (I) (II) 及び (III)
(i) 旧高速符号品目るもの

専用料（回線専用料） 専用回線 1回線ごとに月額

品 目	取扱地域	料 金 領

		取扱地域が ゾーンIの もの	取扱地域が ゾーンIIの もの	取扱地域が ゾーンIIIの もの
56Kb/s	ゾーンI	990千円	970千円	1,030千円
	ゾーンII	970千円	700千円	1,150千円
	ゾーンIII	1,030千円	1,150千円	410千円
64Kb/s	ゾーンI	990千円	970千円	1,030千円
	ゾーンII	970千円	700千円	1,150千円
	ゾーンIII	1,030千円	1,150千円	410千円
128Kb/s	ゾーンI	1,620千円	1,530千円	1,720千円
	ゾーンII	1,530千円	1,120千円	1,930千円
	ゾーンIII	1,720千円	1,720千円	780千円
192Kb/s	ゾーンI	2,150千円	2,070千円	2,310千円
	ゾーンII	2,070千円	1,490千円	2,530千円
	ゾーンIII	2,310千円	2,530千円	1,080千円
256Kb/s	ゾーンI	2,560千円	2,460千円	2,910千円
	ゾーンII	2,460千円	1,920千円	3,060千円
	ゾーンIII	2,910千円	3,060千円	1,490千円
384Kb/s	ゾーンI	3,310千円	3,230千円	3,890千円
	ゾーンII	3,230千円	2,600千円	4,000千円
	ゾーンIII	3,890千円	4,000千円	2,100千円
512Kb/s	ゾーンI	3,920千円	3,790千円	4,780千円
	ゾーンII	3,790千円	3,320千円	5,210千円
	ゾーンIII	4,780千円	5,210千円	2,690千円
768Kb/s	ゾーンI	5,150千円	4,940千円	6,200千円
	ゾーンII	4,940千円	4,330千円	7,110千円
	ゾーンIII	6,200千円	7,110千円	3,530千円
1.024Mb/s	ゾーンI	5,790千円	5,610千円	7,220千円
	ゾーンII	5,610千円	5,110千円	8,630千円
	ゾーンIII	7,220千円	8,630千円	4,140千円
1.152Mb/s	ゾーンI	5,790千円	5,610千円	7,220千円
	ゾーンII	5,610千円	5,110千円	8,630千円
	ゾーンIII	7,220千円	8,630千円	4,140千円
1.5Mb/s	ゾーンI	7,720千円	7,320千円	9,700千円
	ゾーンII	7,320千円	6,610千円	11,090千円
	ゾーンIII	9,700千円	11,090千円	5,740千円
2Mb/s	ゾーンI	8,920千円	8,420千円	10,700千円
	ゾーンII	8,420千円	7,950千円	12,910千円
	ゾーンIII	10,700千円	12,910千円	6,370千円

(II) 予備の国際回線部分

専用料 (回線専用料)

専用回線 1回線ごとに月額

料	金	額
---	---	---

(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の 10 分の 6	
(III) 異経路の取扱いに係る国際回線部分	
専用料 (回線専用料)	専用回線 1 回線ごとに月額
料	金額
(I) ((II) 及び (III) 以外のもの) の料金額の 10 分の 9	

(2) 料金表別表 国際専用サービスの取扱地域

ア 高速符号品目

専用料 (回線専用料)

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目			
		56Kb/s	64Kb/s	128Kb/s	192Kb/s
ゾーン I	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	550	550	840	1,090
	香港	550	550	840	1,090
	インド	—	550	840	1,090
	インドネシア共和国	550	550	840	1,090
	大韓民国	550	550	840	1,090
	マレーシア	550	550	840	1,090
	フィリピン共和国	550	550	840	1,090
	ロシア連邦（アムール州、イルクーツク州、カムチャツカ州、サハ共和国、サハリン州、チタ州、ハバロフスク地方、プリムスキー州、ブリヤート共和国及びマガダン州に限ります。）	550	550	840	1,090
	シンガポール共和国	550	550	840	1,090
	台湾	550	550	840	1,090
	タイ王国	550	550	840	1,090
	ベトナム社会主義共和国	—	550	840	1,090
	大洋州地方				
ゾーン II	グアム	550	550	840	1,090
	サイパン	550	550	840	1,090
ゾーン II	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	アラブ首長国連邦	590	590	910	1,180
	バーレーン国	590	590	910	1,180
	ヨルダン・ハシミテ王国	—	590	—	—
	イスラエル国	—	590	—	—

	カタール国 サウジアラビア王国	590 —	590 —	910 910	1,180 —
	アメリカ地方 北アメリカ				
	アラスカ アメリカ合衆国（アラスカ及び ハワイを除きます。） カナダ	590 590 590	590 590 590	910 910 910	1,180 1,180 1,180
	西インド				
	プエルト・リコ アメリカ領ヴァージン諸島	590 590	590 590	910 910	1,180 1,180
	大洋州地方				
	オーストラリア ハワイ ニュージーランド	590 590 590	590 590 590	910 910 910	1,180 1,180 1,180
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円
	ベルギー王国 デンマーク王国 フィンランド共和国 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部ア イルランド連合王国 イタリア共和国 ルクセンブルク大公国 モナコ公国 オランダ王国 ノルウェー王国 スペイン スウェーデン王国 スイス連邦	770 770 — 770 770 770 770 — 770 770 770 770 — 770 770 770 770 770	770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770 770	1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180 1,180	1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530 1,530
ゾーンIV	アフリカ地方 南アフリカ共和国	千円 —	千円 890	千円 —	千円 —

	アメリカ地方 南アメリカ ブラジル共和国	—	890	—	—
--	--------------------------------	---	-----	---	---

備考 上表は、双方向の伝送が可能なものの料金を示します。

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

区分	取 扱 地 域	品 目			
		256Kb/s	384Kb/s	512Kb/s	768Kb/s
ゾーン I	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	1,300	1,670	2,000	2,590
	香港	1,300	1,670	2,000	2,590
	インド	1,300	1,670	2,000	2,590
	インドネシア共和国	1,300	1,670	2,000	2,590
	大韓民国	1,300	1,670	2,000	2,590
	マレーシア	1,300	1,670	2,000	2,590
	フィリピン共和国	1,300	1,670	2,000	2,590
	ロシア連邦（アムール州、イルクーツク州、カムチャツカ州、サハ共和国、サハリン州、チタ州、ハバロフスク地方、プリムスキー州、ブリヤート共和国及びマガダン州に限ります。）	1,300	1,670	2,000	2,590
	シンガポール共和国	1,300	1,670	2,000	2,590
	台湾	1,300	1,670	2,000	2,590
	タイ王国	1,300	1,670	2,000	2,590
	ベトナム社会主義共和国	1,300	1,670	2,000	2,590
	大洋州地方	1,300	1,670	2,000	—
	グアム	1,300	1,670	2,000	2,590
	サイパン	1,300	1,670	2,000	2,590
ゾーン II	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	アラブ首長国連邦	1,410	1,810	2,170	2,830
	バーレーン国	1,410	1,810	2,170	2,830
	カタール国	1,410	1,810	2,170	2,830
	アメリカ地方 北アメリカ	—	—	—	—

	アラスカ アメリカ合衆国（アラスカ及び ハワイを除きます。） カナダ	1,410 1,410 1,410	1,810 1,810 1,810	2,170 2,170 2,170	2,830 2,830 2,830
	西インド				
	プエルト・リーコ アメリカ領ヴァージン諸島	1,410 1,410	1,810 1,810	2,170 2,170	2,830 2,830
	大洋州地方				
	オーストラリア ハワイ ニュージーランド	1,410 1,410 1,410	1,810 1,810 1,810	2,170 2,170 2,170	2,830 2,830 2,830
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円
	ベルギー王国 デンマーク王国 フィンランド共和国 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部ア イルランド連合王国 イタリア共和国 ルクセンブルク大公国 モナコ公国 オランダ王国 ノルウェー王国 スペイン スウェーデン王国 スイス連邦	1,850 2,310 2,310 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850 1,850	2,350 3,050 3,050 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350	2,830 2,830 — 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830 2,830	3,660 3,660 — 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660 3,660

備考 上表は、双方向の伝送が可能なものの料金を示します。

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

区分	取扱地域	品目				
		1.024Mb/s	1.152Mb/s	1.5Mb/s	2Mb/s	6Mb/s
ゾーンI	アジア地方 中華人民共和国（香港及び	千円 2,700	千円 —	千円 3,480	千円 4,010	千円 8,520

	マカオを除きます。)					
	香港	2,700	—	3,480	4,010	—
	インド	2,700	—	—	4,010	—
	インドネシア共和国	—	—	3,480	4,010	8,520
	大韓民国	2,700	—	—	4,010	—
	マレーシア	2,700	2,910	3,480	4,010	—
	フィリピン共和国	—	—	3,480	4,010	8,520
	ロシア連邦（アムール州、 イルクーツク州、カムチャツカ州、サハ共和国、サハリン州、チタ州、ハバロフスク地方、プリルスキー州 、ブリヤート共和国及びマガダン州に限ります。）	2,700	—	3,480	4,010	8,520
	シンガポール共和国	—	2,910	3,480	4,010	—
	台湾	—	—	3,480	—	—
	タイ王国	—	—	3,480	4,010	8,520
	ベトナム社会主義共和国	2,700	—	—	—	—
	大洋州地方					
	グアム	2,700	—	3,480	4,010	8,520
	サイパン	2,700	—	3,480	4,010	—
ゾーンII		千円	千円	千円	千円	千円
	アジア地方					
	アラブ首長国連邦	2,930	—	3,780	4,350	—
	バーレーン国	—	—	3,780	4,350	9,260
	カタール国	2,930	—	3,780	4,350	—
	アメリカ地方					
	北アメリカ					
	アラスカ	2,930	3,160	3,780	4,350	9,260
	アメリカ合衆国（アラスカ 及びハワイを除きます。）	2,930	3,160	3,780	4,350	9,260
	カナダ	2,930	—	3,780	4,350	9,260
	西インド					
	プエルトリコ	2,930	3,160	3,780	4,350	—
	アメリカ領ヴァージン諸島	2,930	3,160	3,780	4,350	—
	大洋州地方					

	オーストラリア	—	—	3,780	4,350	—
	ハワイ	2,930	3,160	3,780	4,350	9,260
	ニュージーランド	2,930	—	3,780	4,350	9,260
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円
	ベルギー王国	3,820	—	4,920	5,660	—
	デンマーク王国	3,820	—	4,920	5,660	—
	フランス共和国	3,820	—	4,920	5,660	—
	ドイツ連邦共和国	3,820	—	4,920	5,660	—
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	3,820	—	4,920	5,660	12,050
	イタリア共和国	—	—	4,920	5,660	—
	ルクセンブルク大公国	3,820	—	4,920	5,660	—
	モナコ公国	—	—	4,920	5,660	—
	オランダ王国	3,820	—	4,920	5,660	—
	ノルウェー王国	3,820	—	4,920	5,660	—
	スペイン	—	—	4,920	5,660	—
	スウェーデン王国	3,820	—	4,920	5,660	—
	スイス連邦	—	—	4,920	5,660	—
ゾーンV	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円
	クウェート国	—	—	—	2,970	—

備考 上表は、双方向の伝送が可能なものの料金を示します。

イ 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定するもの

高速品目

専用料（回線専用料）

専用回線 1回線ごとに月額

区分	取扱地域	品目			
		56Kb/s	64Kb/s	128Kb/s	192Kb/s
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	香港	990	990	1,620	2,150
	シンガポール共和国	990	990	1,620	2,150
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	970	970	1,530	2,070
	大洋州地方				

	オーストラリア	970	970	1,530	2,070
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	1,030	1,030	1,720	2,310
	ドイツ連邦共和国	1,030	1,030	1,720	2,310
	グレートブリテンおよび北部 アイルランド連合王国	1,030	1,030	1,720	2,310

備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは、外
国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET S
INGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、K
DDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取扱地域	品目			
		256Kb/s	384Kb/s	512Kb/s	768Kb/s
ゾーンⅠ	アジア地方	千円	千円	千円	千円
	香港	2,560	3,310	3,920	5,150
	シンガポール共和国	2,560	3,310	3,920	5,150
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及 びハワイを除きます。）	2,460	3,230	3,790	4,940
	大洋州地方				
	オーストラリア	2,460	3,230	3,790	4,940
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	2,910	3,890	4,780	6,200
	ドイツ連邦共和国	2,910	3,890	4,780	6,200
	グレートブリテンおよび北部 アイルランド連合王国	2,910	3,890	4,780	6,200

備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは、外
国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET S
INGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、K
DDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	品目			
		1.024Mb/s	1.152Mb/s	1.5Mb/s	2Mb/s
ゾーンI	アジア地方 香港 シンガポール共和国	千円 5,790 5,790	千円 5,790 5,790	千円 7,720 7,720	千円 8,920 8,920
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	千円 5,610 5,610	千円 5,610 5,610	千円 7,320 7,320	千円 8,420 8,420
ゾーンIII	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部 アイルランド連合王国	千円 7,220 7,220 7,220	千円 7,220 7,220 7,220	千円 9,700 9,700 9,700	千円 10,700 10,700 10,700

備考 外国の電気通信事業者の提供区間と合わせて、当社が料金設定する専用サービスは、
　　外国の電気通信事業者が、KDDI America, Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET
SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、
　　KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

ウ 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定するもの

高速品目

(ア) 56Kb/s又は64Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	香港 シンガポール	— 990	990 —	970 970	970 970	1,030 1,030	1,030 1,030	1,030 1,030
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	970	970	—	700	1,150	1,150	1,150
	大洋州地方							
	オーストラリア	970	970	700	—	1,150	1,150	1,150
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	1,030	1,030	1,150	1,150	—	410	410
	ドイツ連邦共和国	1,030	1,030	1,150	1,150	410	—	410
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	1,030	1,030	1,150	1,150	410	410	—
備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。								

(イ) 128Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンⅠ		ゾーンⅡ		ゾーンⅢ		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ゾーンⅠ	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港 シンガポール	— 1,620	1,620 —	1,530 1,530	1,530 1,530	1,720 1,720	1,720 1,720	1,720 1,720
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラ	1,530	1,530	—	1,120	1,930	1,930	1,930

	スカ及びハワイを除きます。)							
	大洋州地方							
	オーストラリア	1,530	1,530	1,120	—	1,930	1,930	1,930
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方	千円						
	フランス共和国	1,720	1,720	1,930	1,930	—	780	780
	ドイツ連邦共和国	1,720	1,720	1,930	1,930	780	—	780
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	1,720	1,720	1,930	1,930	780	780	—
備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。								

(ウ) 192Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンⅠ		ゾーンⅡ		ゾーンⅢ		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンⅠ	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港 シンガポール	— 2,150	2,150 —	2,070 2,070	2,070 2,070	2,310 2,310	2,310 2,310	2,310 2,310
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	2,070	2,070	—	1,490	2,530	2,530	2,530
	大洋州地方							
	オーストラリア	2,070	2,070	1,490	—	2,530	2,530	2,530
ゾーンⅢ		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	ヨーロッパ地方							
	フランス共和国	2,310	2,310	2,530	2,530	—	1,080	1,080
	ドイツ連邦共和国	2,310	2,310	2,530	2,530	1,080	—	1,080
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	2,310	2,310	2,530	2,530	1,080	1,080	—

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

(工) 256 Kb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港	—	2,560	2,460	2,460	2,910	2,910	2,910
	シンガポール	2,560	—	2,460	2,460	2,910	2,910	2,910
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	2,460	2,460	—	1,920	3,060	3,060	3,060
	大洋州地方							
	オーストラリア	2,460	2,460	1,920	—	3,060	3,060	3,060
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	2,910	2,910	3,060	3,060	—	1,490	1,490
	ドイツ連邦共和国	2,910	2,910	3,060	3,060	1,490	—	1,490
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	2,910	2,910	3,060	3,060	1,490	1,490	—

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

(才) 384Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港	—	3,310	3,230	3,230	3,890	3,890	3,890
	シンガポール	3,310	—	3,230	3,230	3,890	3,890	3,890
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	3,230	3,230	—	2,600	4,000	4,000	4,000
	大洋州地方	3,230	3,230	2,600	—	4,000	4,000	4,000
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	3,890	3,890	4,000	4,000	—	2,100	2,100
	ドイツ連邦共和国	3,890	3,890	4,000	4,000	2,100	—	2,100
	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	3,890	3,890	4,000	4,000	2,100	2,100	—

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

(力) 512Kb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分
----	------	----

		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港 シンガポール	— 3,920	3,920 —	3,790 3,790	3,790 3,790	4,780 4,780	4,780 4,780	4,780 4,780
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	3,790	3,790	—	3,320	5,210	5,210	5,210
	大洋州地方	3,790	3,790	3,320	—	5,210	5,210	5,210
	オーストラリア	3,790	3,790	3,320	—	5,210	5,210	5,210
ゾーンIII	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	4,780	4,780	5,210	5,210	—	2,690	2,690
	ドイツ連邦共和国	4,780	4,780	5,210	5,210	2,690	—	2,690
	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	4,780	4,780	5,210	5,210	2,690	2,690	—

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

(キ) 768Kb/sのもの

専用料(回線専用料)

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分		
		ゾーンI	ゾーンII	ゾーンIII

		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ゾーンI	アジア地方 香港 シンガポール	千円 — 5,150	千円 5,150 —	千円 4,940 4,940	千円 4,940 4,940	千円 6,200 6,200	千円 6,200 6,200	千円 6,200 6,200
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	千円 4,940	千円 4,940	千円 —	千円 4,330	千円 7,110	千円 7,110	千円 7,110
ゾーンIII	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	千円 6,200 6,200 6,200	千円 6,200 6,200 6,200	千円 7,110 7,110 7,110	千円 7,110 3,530 3,530	千円 — 3,530 3,530	千円 3,530 — 3,530	千円 3,530 — —

備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。

(ク) 1. 024Mb/s又は1.152Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド

								連合国
ゾーンI	アジア地方 香港 シンガポール	千円 — 5,790	千円 5,790	千円 5,610	千円 5,610	千円 7,220	千円 7,220	千円 7,220
ゾーンII	アメリカ地方 北アメリカ アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	千円 5,610	千円 5,610	千円 —	千円 5,110	千円 8,630	千円 8,630	千円 8,630
ゾーンIII	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	千円 7,220	千円 7,220	千円 8,630	千円 8,630	千円 —	千円 4,140	千円 4,140
ゾーンIII	フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	千円 7,220	千円 7,220	千円 8,630	千円 8,630	千円 4,140	千円 —	千円 4,140
備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。								

(ケ) 1. 5Mb/sのもの

専用料（回線専用料）

専用回線1回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンI		ゾーンII		ゾーンIII		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテン・及び・北部・アイルランド・連合・王国
ゾーンI	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	香港 シンガポール	— 7,720	7,720 —	7,320 7,320	7,320 7,320	9,700 9,700	9,700 9,700	9,700 9,700
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	7,320	7,320	—	6,610	11,090	11,090	11,090
	大洋州地方							
	オーストラリア	7,320	7,320	6,610	—	11,090	11,090	11,090
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	フランス共和国	9,700	9,700	11,090	11,090	—	5,740	5,740
	ドイツ連邦共和国	9,700	9,700	11,090	11,090	5,740	—	5,740
	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	9,700	9,700	11,090	11,090	5,740	5,740	—
備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。								

(コ) 2Mb/s のもの

専用料（回線専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

区分	取扱地域	区分						
		ゾーンⅠ		ゾーンⅡ		ゾーンⅢ		
		香港	シンガポール	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ゾーンⅠ	アジア地方	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	香港 シンガポール	— 8,920	8,920 —	8,420 8,420	8,420 8,420	10,700 10,700	10,700 10,700	10,700 10,700
ゾーンⅡ	アメリカ地方 北アメリカ	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） 大洋州地方 オーストラリア	8,420	8,420	—	7,950	12,910	12,910	12,910
ゾーンⅢ	ヨーロッパ地方 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国	千円 10,700 10,700 10,700	千円 10,700 10,700 10,700	千円 12,910 12,910 12,910	千円 — 6,370 6,370	千円 6,370 — 6,370	千円 6,370 — —	
	備考 外国の電気通信事業者の提供区間において、当社が料金設定する専用サービスは、外国の電気通信事業者が、KDDI America Inc.、KDDI Australia Pty. Ltd.、KDDI TELECOMET SINGAPORE、KDDI TELECOMET Deutschland、KDDI TELECOMET HONG KONG、KDDI France SAS、KDDI Europe Ltd. 又はInfonet Services Corporation のときに提供します。							

(3) 専用サービスにおける基本的な技術的事項

ア 旧高速符号品目

① 当社が回線終端装置を設置する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
56Kb/s、64Kb/s、	ISO標準IS2593準拠 又はISO標準IS4902準拠	ITU-T勧告V. 24準拠
128Kb/s、192Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、 1.024Mb/s、 1.152Mb/s、1.5Mb/s 、2Mb/s	ISO標準IS4902準拠 ISO標準IS4903準拠	ITU-T勧告V. 24準拠 ITU-T勧告G. 704準拠

備考

- 1.024Mb/s及び1.152Mb/sの品目の国際専用回線においては、物理的条件がISO標準IS4902である接続方式は提供しません。
- 1.5Mb/sの品目の国際専用回線のうち1.544Mb/sの符号伝送が可能なものの接続方式においては、物理的条件がISO標準IS4903である場合、相互接続回路はITU-T勧告G. 704に準拠しません。

② 当社が回線終端装置を設置しない場合

(a) 当社が回線接続装置を設置する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
56Kb/s、64Kb/s、 128Kb/s	ISO標準IS2593準拠 又はISO標準IS4902準拠	ITU-T勧告V. 24準拠
	ネジ止め 4 端子	TTC標準JT-I430-a 準拠

	ISO標準IS4903準拠	TTC標準JT-I431-a 準拠
192Kb/s、256Kb/s、 384Kb/s、512Kb/s、 768Kb/s、1.024Mb/s 、1.152Mb/s、 1.5Mb/s	ISO標準IS4902準拠	ITU-T勧告V.24準拠
	ISO標準IS4903準拠	TTC標準JT-I431-a 準拠
2Mb/s	ISO標準IS4902準拠	ITU-T勧告V.24準拠
	ISO標準IS4903準拠	ITU-T勧告G.704準拠

備考 1.5Mb/sの品目の国際専用回線のうち1.544Mb/sの符号伝送が可能なものの接続方式においては、物理的条件がISO標準IS4903である場合、相互接続回路はTTC標準JT-I431-aに準拠しません。

(b) 当社が回線接続装置を設置しない場合

品目	物理的条件	伝送符号及びペアラ速度
56Kb/s、64Kb/s、 128Kb/s	2線式インターフェース	AMI320Kb/s (ITU-T勧告G.961Appendix V 準拠)
56Kb/s、64Kb/s、 128Kb/s、192Kb/s、 256Kb/s、384Kb/s、 512Kb/s、768Kb/s、 1.024Mb/s、1.152Mb/s、 1.5Mb/s、2Mb/s	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	CMI 6.312Mb/s

(附則の改正)

4 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成12年10月1日付附則 第3項 (2) の部分 「1) 2)、3) 及び4) 以外の部分」 第9項 表の左欄「車載型地球局経由サービスに係る国際専用回線使用契約」の行	削ります。
平成14年2月1日付附則第4項	削ります。
平成31年1月1日付附則第3項	「削除」に改めます。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際限に、次表の左欄に定めるこの改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているサービスは、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービスのタイプに移行したものとします。

アクセス専用サービス 超高速符号品目 1 G b／s	アクセス専用サービス 超高速符号品目 1 G b／s (GbE)
----------------------------------	--

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの高速品目及びアクセス専用サービスの高速符号品目に係る専用サービスのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービスの利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年2月14日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの超高速品目若しくは局間超高速品目（50Mb/s、150Mb/s、600Mb/s、2.4Gb/s、150Mb/s（GbE）、300Mb/s（GbE）、450Mb/s（GbE）、600Mb/s（GbE）、750Mb/s（GbE）、900Mb/s（GbE）、2.4Gb/sのものに限ります。）及びアクセス専用サービスの超高速符号品目（45Mb/s、50Mb/s、150Mb/s、600Mb/s、2.4Gb/sのものに限ります。）若しくはMPLS-TP品目のうち専用IF品目（45Mb/s及び150Mb/sのものに限ります。）に係る専用サービスのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービスの利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。